



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

教育委員会事項

- 沖縄県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則 1
- 沖縄県教育庁組織規則等の一部を改正する規則 3
- 社会教育主事の資格の認定に関する規則の一部を改正する規則 5
- 沖縄県立高等学校管理規則等の一部を改正する規則 6
- 沖縄県立中学校管理規則の一部を改正する規則 6
- 沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則 7
- 県立学校処務規程の一部を改正する訓令 8
- 沖縄県教育委員会の所管に属する会計年度任用職員の勤務条件等に関する規程及び外国語指導助
手の勤務条件等の特例に関する規程の一部を改正する訓令 9
- 沖縄県教育委員会会計年度任用職員の職の設置に関する規程及び沖縄県教育委員会会計年度任用
職員の報酬に関する規程の一部を改正する訓令 12

公安委員会事項

- 沖縄県警察の交番等の名称、位置及び所管区を定める規則の一部を改正する規則 12
- 沖縄県公安委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則 13
- 緊急自動車運転資格審査の実施に関する規則 13

人事委員会事項

- 給料表の適用範囲に関する規則等の一部を改正する規則 26
- 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則及び初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規
則 27
- 管理職手当に関する規則の一部を改正する規則 30
- 初任給調整手当に関する規則等の一部を改正する規則 30
- 通勤手当に関する規則の一部を改正する規則 32
- 宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則 38
- 給与簿に関する規則の一部を改正する規則 38
- 特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則 41
- 沖縄県に公平委員会を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正
する規則 43
- 義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則 44
- 特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則 51
- 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則 51
- 地域手当に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則 52

監査委員事項

- 沖縄県監査委員事務局の組織等に関する規程の一部を改正する告示 52

教育委員会事項

沖縄県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

沖縄県教育委員会

教育長 半 嶺 満

沖縄県教育委員会規則第1号**沖縄県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則**

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第47条の5の規定に基づき、沖縄県立学校（以下「学校」という。）における学校運営協議会（以下「協議会」という。）の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 沖縄県教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、法第47条の5第1項の規定により、学校ごとに協議会を設置することができる。ただし、2以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要がある場合には、2以上の学校について一の協議会を置くことができる。

2 教育委員会は、協議会を設置するときは、あらかじめ、対象学校（当該協議会が、その運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校をいう。以下同じ。）の校長の意見を聴くものとする。

3 教育委員会は、協議会を設置するときは、対象学校の校長に対して通知するものとする。

(委員の任命)

第3条 協議会の委員（以下「委員」という。）は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。

(1) 地域住民

(2) 対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者

(3) 社会教育法（昭和24年法律第207号）第9条の7第1項に規定する地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者

(4) 対象学校の校長

(5) その他教育委員会が適当と認める者

2 協議会は、委員10人以内で組織する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委員に任命された日からその任命された日以後の最初の3月31日までとする。ただし、再任を妨げない。

(守秘義務等)

第5条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項に定めるもののほか、委員は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(1) 委員たるにふさわしくない行為をすること。

(2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に利用すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、協議会又は対象学校の運営に支障を来す言動を行うこと。

(委員の解任)

第6条 教育委員会は、委員から辞任の申出があった場合又は委員が次の各号のいずれかに該当する場合は、委員を解任するものとする。

(1) 前条の規定に違反した場合

(2) 心身の故障のため職務を遂行することができない場合

(3) 前2号に掲げるもののほか、解任に相当する事由が発生した場合

2 対象学校の校長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認められるときには、直ちに教育委員会に報告しなければならない。

3 教育委員会は、委員を解任する場合（第1項各号に該当することを理由に解任する場合に限る。）は、当該委員にその理由を示さなければならない。

(会長及び副会長)

第7条 協議会に会長1人及び副会長2人以内を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。ただし、対象学校の校長は、会長及び副会長となることができない。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときはその職務を代行し、会長が欠けたときはその職務を行う。

(会議)

第8条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が対象学校の校長と協議の上、招集し、会長がその議長となる。ただし、会長及び副会長が選出される前においては、対象学校の校長が会議を招集し、議長の職務を行う。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 議決事項について、利害を有する委員は、当該議決事項に関して議決権を有しない。
- 5 議長は会議録を作成し、会議に出席した委員の中から議長が指名した者がこれに署名し、対象学校において保管する。

(法第47条の5第4項の教育委員会規則で定める事項等)

第9条 法第47条の5第4項の教育委員会規則で定める事項は、学校経営計画に関することとする。

- 2 対象学校の校長は、法第47条の5第4項の規定による承認を得た同項に規定する基本的な方針（第12条において「基本方針」という。）に従って当該対象学校の運営を行うものとする。

(会議の公開)

第10条 会議は、特別の事情により、協議会が公開すべきでないと認めた場合を除き、公開する。

- 2 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ、会長に申し出なければならない。
- 3 会議を傍聴する者は、会議の議事を妨げる行為をしてはならない。

(学校運営の評価等)

第11条 協議会は、毎年4月1日から翌年3月31日までの間に少なくとも1回、対象学校の運営状況の評価を行うものとする。

- 2 協議会は、前項の評価を行った場合には、その旨及びその内容を、教育委員会に報告しなければならない。
- 3 協議会は、対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者及び地域住民に対し、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果を積極的に提供しよう努めなければならない。

(法第47条の5第7項の教育委員会規則で定める事項)

第12条 法第47条の5第7項の教育委員会規則で定める事項は、基本方針の実現に資する事項（特定の個人に関する事項を除く。）とする。

(助言及び情報提供)

第13条 教育委員会は、協議会の運営状況について把握し、必要に応じて助言するものとする。

- 2 教育委員会及び対象学校の校長は、協議会が適切な合意形成を図るために必要な情報を協議会に対して提供するものとする。

(委任)

第14条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

沖縄県教育庁組織規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

沖縄県教育委員会

教育長 半 嶺 満

沖縄県教育委員会規則第2号

沖縄県教育庁組織規則等の一部を改正する規則

(沖縄県教育庁組織規則の一部改正)

第1条 沖縄県教育庁組織規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第4条中第34号を第35号とし、第27号から第33号までを1号ずつ繰り下げ、第26号の次に次の1号を加える。

(27) 市町村（市町村が単独で又は他の市町村と共同して設立する公立大学法人を含む。）が設置する専修学校の設置等の認可及び届出に関すること。

(学校教育法施行細則の一部改正)

第2条 学校教育法施行細則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第1号及び第2号若しくは」を「第1号、」に改め、「政令第25条第3号」の次に「又は政令第26条第1項第1号若しくは第2号」を加え、「政令第26条第1項第3号」を「同項第3号」に改める。

第4条を次のように改める。

第4条 削除

第5条中「第23条第9号」を「第23条第10号」に改める。

第11条第1項中「第9号」を「第10号」に改める。

第18条中「第2条から第5条まで」を「第2条、第3条、第5条」に改め、同条に次の1項を加える。

2 第2条、第3条、第5条、第10条第1項及び第11条第1項の規定は、市町村（市町村が単独で又は他の市町村と共同して設立する公立大学法人を含む。）が設置する専修学校に準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第2条	法第4条又は政令第25条第1号	法第130条第1項
第3条	政令第23条第1号、政令第25条第3号又は政令第26条第1項第1号若しくは第2号	法第130条第1項又は法第131条
	同項第3号	法第131条
第5条	政令第23条第10号又は政令第25条第4号	政令第24条の3第1号
第10条第1項	法第4条	法第130条第1項
第11条第1項	法第4条並びに政令第23条第2号、第3号及び第10号	法第130条第1項

第1号様式中

「沖縄県教育委員会 殿
〇〇市（町村）教育委員会 を
 」
 「沖縄県教育委員会 殿
〇〇市（町村）教育委員会 に
 （公立大学法人にあつては、所在地、法人名及び理事長の氏名）」

改め、「学校教育法第4条」の次に「（第130条第1項）」を加える。

第3号様式中

「沖縄県教育委員会 殿
〇〇市（町村）教育委員会 を
 」
 「沖縄県教育委員会 殿
〇〇市（町村）教育委員会 に
 （公立大学法人にあつては、所在地、法人名及び理事長の氏名）」

改め、「（第2号）」を「（学校教育法第130条第1項）」に改める。

第4号様式中

「沖縄県教育委員会 殿
〇〇市（町村）教育委員会 を
 」
 「沖縄県教育委員会 殿
〇〇市（町村）教育委員会 に
 （公立大学法人にあつては、所在地、法人名及び理事長の氏名）」

改め、「（第26条第1項）」を「（学校教育法施行令第26条第1項・学校教育法第131条）」に改める。

第5号様式を次のように改める。

第5号様式 削除

第7号様式中

「沖縄県教育委員会 殿
〇〇市（町村）教育委員会 を
 」

〇〇市(町村)教育委員会 殿
 「沖縄県教育委員会 殿
 〇〇市(町村)教育委員会 殿
 (公立大学法人にあっては、所在地、法人名及び理事長の氏名)」
 改め、「第25条第4号」の次に「(第24条の3第1号)」を加える。
 第11号様式中「第4条」の次に「(第130条第1項)」を加える。
 第12号様式中
 「沖縄県教育委員会 殿
 〇〇市(町村)教育委員会 殿
 「沖縄県教育委員会 殿
 〇〇市(町村)教育委員会 殿
 (公立大学法人にあっては、所在地、法人名及び理事長の氏名)」
 改め、「第4条」の次に「(第130条第1項)」を加える。
 (沖縄県教育委員会の議決事項及び教育長に委任する事項等に関する規則の一部改正)
第3条 沖縄県教育委員会の議決事項及び教育長に委任する事項等に関する規則(平成27年沖縄県教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。
 第4条中第17号を第18号とし、第4号から第16号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。
 (4) 学校教育法第130条の規定に基づく専修学校の設置及び廃止(高等課程、専門課程又は一般課程の設置及び廃止を含む。)、設置者の変更並びに目的の変更に関する事。
附 則
 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

沖縄県教育委員会規則第3号

社会教育主事の資格の認定に関する規則の一部を改正する規則を公布する。
 令和8年3月31日

沖縄県教育委員会
 教育長 半 嶺 満

社会教育主事の資格の認定に関する規則の一部を改正する規則

社会教育主事の資格の認定に関する規則(昭和48年5月31日教育委員会規則第12号)の一部を次のように改正する。

第1条中「行なう」を「行う」に改める。
 第2条及び第3条を次のように改める。
 (認定基準)

第2条 社会教育に関する専門的事項についての教養と経験があると認められる者であって、次の各号のいずれかに該当するものは、認定を受けることができる。

- (1) 社会教育主事補の職若しくは法第9条の4第1号ロに規定する職又は同号ハに規定する業務を通算して4年以上経験している者
- (2) 法第9条の4第2号に規定する職を6年以上(教育職員の普通免許状を有する者については5年以上)経験している者
- (3) 法第9条の4第1号ロに規定する職に相当する職として教育委員会が認めるもの又は同号ハに規定する業務に相当する業務として教育委員会が認めるものを通算して4年以上(大学に2年以上在学して62単位以上を修得した者及び高等専門学校を卒業した者については3年以上、大学に2年以上在学して62単位以上を修得し、かつ、大学において社会教育主事講習等規程(昭和26年文部省令第12号)第11条第1項に規定する社会教育に関する科目の全ての単位を修得した者については1年以上)経験している者(認定申請)

第3条 認定を受けようとする者は、次に掲げる書類を教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 社会教育主事資格認定申請書(第1号様式)
- (2) 社会教育主事講習等規程第8条第1項に規定する修了証書の写し

(3) 前条各号に規定するいずれかの職にあったこと又は業務の経験を有することを証明する任命権者若しくは所属団体の代表者の証明書

(4) 履歴書

(5) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第12条第1項に規定する住民票の写し

(6) その他教育委員会が必要と認める書類

第4条中「別記様式第2号」を「第2号様式」に改める。

第5条中「別記様式第3号」を「第3号様式」に改める。

別記様式第1号中「（別記様式第1号）」を「第1号様式（第3条関係）」に改め、「昭和」及び「本籍」を削る。

別記様式第2号中「（別記様式第2号）」を「第2号様式（第4条関係）」に、

写 真 添 付	本籍 現住所 氏名 生年月日	を	「現住所 氏名 生年月日	に改め、「昭和」を削る。
------------------	-------------------------	---	--------------------	--------------

別記様式第3号中「（別記様式第3号）」を「第3号様式（第5条関係）」に、

本 籍		を
現 住 所		

に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

沖縄県立高等学校管理規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

沖縄県教育委員会
教育長 半 嶺 満

沖縄県教育委員会規則第4号

沖縄県立高等学校管理規則等の一部を改正する規則

次に掲げる規則の規定中「学校には」を「学校（沖縄県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則（令和8年沖縄県教育委員会規則第1号）第2条第1項の規定により学校運営協議会を設置する学校を除く。）には」に改める。

- (1) 沖縄県立高等学校管理規則（平成12年沖縄県教育委員会規則第7号）第62条第1項
- (2) 沖縄県立特別支援学校管理規則（平成12年沖縄県教育委員会規則第8号）第58条第1項
- (3) 沖縄県立中学校管理規則（平成18年沖縄県教育委員会規則第13号）第36条第1項

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

沖縄県立中学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

沖縄県教育委員会
教育長 半 嶺 満

沖縄県教育委員会規則第5号

沖縄県立中学校管理規則の一部を改正する規則

沖縄県立中学校管理規則（平成18年沖縄県教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。
第3条の表中「40人」を「35人」に、「80人」を「70人」に改める。

附 則

この規則は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 31 日

沖縄県教育委員会
教育長 半 嶺 満

沖縄県教育委員会規則第 6 号

沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例施行規則（平成21年沖縄県教育委員会規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「規則」を「教育委員会規則」に改める。

第 5 条第 2 項第 3 号中「及び」を「又は」に、「研修」を「研修又は行事」に改める。

第 8 条中「教育委員会」を「教育長」に改め、同条を第 9 条とする。

第 7 条を第 8 条とし、第 6 条の次に次の 1 条を加える。

（附属設備の利用料金）

第 7 条 条例別表第 2 に規定する教育委員会規則で定める額は、別表第 1 及び別表第 2 のとおりとする。

附則の次に別表として次の 2 表を加える。

別表第 1（第 7 条関係）

音響映像器具の利用料金

区分		単位	基準額
プロジェクター	児童及び生徒	1 台	120円
	一般及び学生	1 台	250円
ワイヤレスマイク	児童及び生徒	1 式	90円
	一般及び学生	1 式	190円

備考 音響映像器具の利用料金の基準額は、4 時間ごとの額とする。

別表第 2（第 7 条関係）

冷房設備の利用料金

区分	単位	基準額
研修室等（小）	1 時間	170円
研修室等（中）	1 時間	330円
研修室等（大）	1 時間	510円

第 2 号様式中「研修・訓練室 プレイホール」を「研修室 体育館」に、「研修・訓練室 プレイホール」を「研修室 体育館」に改め、同表備考 3 中「プレイホールは、体育館、大研修室及び大講堂を含む」を「体育館は、プレイホールを含む」に改める。

第 5 号様式中「研修会の名称」を「研修又は行事の名称」に、「研修の目的」を「研修又は行事の目的」に改める。

附 則

この規則は、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の改正規定及び第 8 条の改正規定（「教育委員会」を「教育長」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

県立学校処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年3月31日

沖縄県教育委員会
教育長 半 嶺 満

沖縄県教育委員会訓令第1号

県立学校処務規程の一部を改正する訓令

県立学校処務規程（昭和54年教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

目次及び第1章の章名を削る。

第1条中「公印取扱い、文書取扱い並びに副校長、教頭及び事務長の専決」を「公印の取扱い、副校長、教頭及び事務長の専決並びに証明書等の交付」に改める。

第2章の章名を削る。

第3章を削り、第4章の章名を削る。

第44条中「別表第2」を「別表第1」に、「別表第3」を「別表第2」に、「別表第4」を「別表第3」に改め、同条を第6条とする。

第45条中「別表第4」を「別表第3」に改め、同条を第7条とする。

第46条を第8条とし、第47条を第9条とし、同条の次に次の3条を加える。

（代理決裁）

第10条 校長が決裁すべき事項については、教頭（副校長を置く学校にあっては、副校長）が代理決裁をすることができる。

2 事務長が専決すべき事項については、事務長があらかじめ指定した職員が代理決裁をすることができる。

（代理決裁の保留及び代理決裁後の措置）

第11条 この訓令に定める代理決裁者は、重要若しくは異例に属する事項、新規の計画に関する事項、至急に処理することを要しない事項又は上司があらかじめ指示した事項については、前条の規定にかかわらず、代理決裁を保留し、上司の指示を受けなければならない。

2 代理決裁をした事項については、速やかに後関を受け、又は報告をしなければならない。ただし、あらかじめ後関又は報告を要しない旨の指示を受けた事項については、この限りでない。

（証明書等の交付手続）

第12条 校長は、卒業証明書、在学証明書その他の証明書（以下「証明書等」という。）を交付するときは、交付を受けようとする者から、あらかじめ証明書等交付申請書（別記様式）に、次に掲げる書類を添えて（現に在学中の幼児、児童又は生徒が申請する場合を除く。）提出させるものとする。

(1) 個人番号カード、運転免許証その他本人であることを確認するに足りる書類

(2) 委任状（交付を受けようとする者の委任を受けた者が申請する場合に限る。）

2 校長は、次に掲げる証明書等を交付する場合は、厳封して交付しなければならない。

(1) 学校成績証明書（大学等の入学に要する調査書を含む。）

(2) 単位修得証明書

3 前2項の規定にかかわらず、国（独立行政法人を含む。）及び地方公共団体の機関から証明書等の発行を求められた場合その他沖縄県教育委員会が特に必要と認める場合は、この限りでない。

別表第1を削る。

別表第2中「（第44条関係）」を「（第6条関係）」に改め、同表を別表第1とする。

別表第3中「（第44条関係）」を「（第6条関係）」に改め、同表を別表第2とする。

別表第4中「（第45条関係）」を「（第7条関係）」に改め、同表を別表第3とする。

第1号様式から第6号様式までを削る。

第7号様式中「（証明書等交付申請書）（第21条関係）」を「（第12条関係）」とし、同様式を別記様式とし、第8号様式から第13号様式までを削る。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令の施行前に行われた手続その他の行為は、この訓令による改正後の県立学校処務規程の相当規

定によってした手続その他の行為とみなす。

沖縄県教育委員会の所管に属する会計年度任用職員の勤務条件等に関する規程及び外国語指導助手の勤務条件等の特例に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年3月31日

沖縄県教育委員会
教育長 半 嶺 満

沖縄県教育委員会訓令第2号

沖縄県教育委員会の所管に属する会計年度任用職員の勤務条件等に関する規程及び外国語指導助手の勤務条件等の特例に関する規程の一部を改正する訓令

(沖縄県教育委員会の所管に属する会計年度任用職員の勤務条件等に関する規程の一部改正)

第1条 沖縄県教育委員会の所管に属する会計年度任用職員の勤務条件等に関する規程（平成20年沖縄県教育委員会訓令第22号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「受ける」の次に「会計年度任用職員に対しては、会計年度任用」を加え、「から起算して2月間継続勤務（教育委員会が任命する職に継続して勤務するものをいう。以下同じ。）し、かつ、第1号に掲げる数を第2号に掲げる数で除して得た数が0.8以上である会計年度任用職員に対しては」を「において」に改め、同項各号を削り、同条第2項中「1年2月以上継続勤務し」を「1年以上継続勤務（教育委員会が任命する職に継続して勤務するものをいう。以下同じ。）し」に、「2月経過日」を「採用日」に改め、同条第3項中「2月経過日」を「採用日」に改める。

第10条第5号を次のように改める。

(5) 地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合で、会計年度任用職員が勤務しないことが相当であると認められるとき 連続する7日の範囲内の期間

ア 会計年度任用職員の現住居が滅失又は損壊した場合

イ 会計年度任用職員及び当該会計年度任用職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足し、当該会計年度任用職員以外にはそれらの確保を行うことができない場合

ウ 災害のうち、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第24条第1項に規定する非常災害対策本部が設置された非常災害若しくは同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された非常災害又はこれらの本部の設置が見込まれるものにより、会計年度任用職員の現住居以外の住居又は親族の住居が滅失し、又は損壊され、当該会計年度任用職員がその復旧作業に従事する場合

第10条中第19号を第23号とし、第18号の次に次の4号を加える。

(19) 生後1年に達しない子を育てる場合 1日2回それぞれ30分以内の期間

(20) 9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する会計年度任用職員が、次に掲げる場合のいずれかに該当するため、勤務しないことが相当であると認められるとき 1の年度において5日（その養育する9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲内で必要と認める日又は時間

ア 当該子の看護（負傷し、又は疾病にかかった当該子の世話をを行うことをいう。）を行う場合

イ 当該子に予防接種又は健康診断を受けさせる場合

ウ 当該子の学校の休業等（学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第19条の規定による出席停止及び同法第20条の規定による学校の休業並びに児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園その他の施設及び児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等その他の事業における学校保健安全法第19条の規定による出席停止又は同法第20条の規定による学校の休業に準ずるものをいう。）に伴い当該子の世話をを行う場合

エ 当該子の教育又は保育に係る行事（入園、卒園又は入学の式典その他これに準ずる式典をいう。）に参加する場合

(21) 次に掲げる者（ウ及びエに掲げる者にあつては、会計年度任用職員と同居しているものに限る。）で負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下「要介護状態にある対象家族」という。）の介護又は通院等の付添い、要介護状態にある対象家族が

介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行その他の必要な世話をを行う会計年度任用職員が、当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合 1の年度において5日（要介護状態にある対象家族が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲内で必要と認める日又は時間

ア 配偶者、父母、子及び配偶者の父母

イ 祖父母、孫及び兄弟姉妹

ウ 父母の配偶者及び配偶者の父母の配偶者

エ 子の配偶者及び配偶者の子

- (22) 骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認める期間

第11条第1項中第1号から第3号までを削り、第4号を第1号とし、第5号を第2号とし、第6号を第3号とし、同項第7号中「又は疾病」を「若しくは疾病又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項に規定する通勤をいう。）による負傷若しくは疾病」に改め、同号を同項第4号とし、同項中第8号を削り、第9号を第5号とし、同条第2項中「前項第4号及び第5号」を「前項第1号及び第2号」に改め、同条第3項第2号中「前項第7号」を「第1項第2号」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第8条関係）

1週間の勤務日数	1年間の勤務日数	採用日	採用日から起算した継続勤務の期間					
			1年	2年	3年	4年	5年	6年以上
5日以上	217日以上	10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日
4日	169日から216日まで	7日	8日	9日	10日	12日	13日	15日
3日	121日から168日まで	5日	6日	6日	8日	9日	10日	11日
2日	73日から120日まで	3日	4日	4日	5日	6日	6日	7日
1日	48日から72日まで	1日	2日	2日	2日	3日	3日	3日

備考

- 1 週の期間によって勤務日数が定められている会計年度任用職員にあってはこの表の第1欄に掲げる1週間の勤務日数の区分に応じ、週以外の期間によって勤務日数が定められている会計年度任用職員にあっては同表の第2欄に掲げる1年間の勤務日数の区分に応じ、それぞれ同表の第3欄に掲げる日数又は第4欄に掲げる採用日から起算した継続勤務の期間の区分ごとに定める日数とする。
- 2 1週間の勤務日数が4日以下とされている会計年度任用職員又は1年間の勤務日数が216日以下とされている会計年度任用職員であって、1週間の勤務時間が30時間以上であるものに対するこの表の適用については、当該会計年度任用職員の1週間の勤務日数は5日以上あるものとみなす。

（外国語指導助手の勤務条件等の特例に関する規程の一部改正）

第2条 外国語指導助手の勤務条件等の特例に関する規程（令和2年沖縄県教育委員会訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第9条第4号を次のように改める。

- (4) 地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合で、外国語指導助手が勤務しないことが相当であると認められるとき 連続する7日の範囲内の期間

ア 外国語指導助手の現住居が滅失又は損壊した場合

イ 外国語指導助手及び当該外国語指導助手と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足し、当該外国語指導助手以外にはそれらの確保を行うことができない場合

ウ 災害のうち、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第24条第1項に規定する非常災害対策本部が設置された非常災害若しくは同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された非常災害又はこれらの本部の設置が見込まれるものにより、外国語指導助手の現住居以外の住居又

は親族の住居が滅失し、又は損壊され、当該会計年度任用職員がその復旧作業に従事する場合
第9条第10号を削り、同条第11号中「20日」を「10日」に改め、同号を同条第10号とし、同条第12号から第19号までを1号ずつ繰り上げ、同条第20号の前に次の1号を加える。

(19) 生後1年に達しない子を育てる場合 1日2回それぞれ30分以内の期間

第9条第20号を同条第23号とし、同号の前に次の3号を加える。

(20) 9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する外国語指導助手が、次に掲げる場合のいずれかに該当するため、勤務しないことが相当であると認められるとき 1の年度において5日（その養育する9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が2人以上の場合にあつては、10日）の範囲内で必要と認める日又は時間
ア 当該子の看護（負傷し、又は疾病にかかった当該子の世話をを行うことをいう。）を行う場合

イ 当該子に予防接種又は健康診断を受けさせる場合

ウ 当該子の学校の休業等（学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第19条の規定による出席停止及び同法第20条の規定による学校の休業並びに児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園その他の施設及び児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等その他の事業における学校保健安全法第19条の規定による出席停止又は同法第20条の規定による学校の休業に準ずるものをいう。）に伴い当該子の世話をを行う場合

エ 当該子の教育又は保育に係る行事（入園、卒園又は入学の式典その他これに準ずる式典をいう。）に参加する場合

(21) 次に掲げる者（ウ及びエに掲げる者にあつては、外国語指導助手と同居しているものに限る。）で負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下「要介護状態にある対象家族」という。）の介護又は通院等の付添い、要介護状態にある対象家族が介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行その他の必要な世話をを行う会計年度任用職員が、当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合 1の年度において5日（要介護状態にある対象家族が2人以上の場合にあつては、10日）の範囲内で必要と認める日又は時間

ア 配偶者、父母、子及び配偶者の父母

イ 祖父母、孫及び兄弟姉妹

ウ 父母の配偶者及び配偶者の父母の配偶者

エ 子の配偶者及び配偶者の子

(22) 骨髄移植のための骨髄若しくは末梢^{しょう}血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認める期間

第10条第1項中第1号から第3号までを削り、第4号を第1号とし、第5号を第2号とし、第6号を第3号とし、同号の次に次の1号を加える。

(4) 公務上の負傷若しくは疾病又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項に規定する通勤をいう。）による負傷若しくは疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認める期間

第10条第1項中第7号を削り、第8号を第5号とし、同条第2項第2号中「前項第7号」を「前項第2号」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 令和8年2月1日から令和8年3月31日までに採用された会計年度任用職員（外国語指導助手を除く。以下この項及び次項において同じ。）のうち、採用日から起算して2月以上継続勤務（第1条の規定による改正後の沖縄県教育委員会の所管に属する会計年度任用職員の勤務条件等に関する規程（以下「改正後の訓令」という。）第8条第2項に規定する継続勤務をいう。次項において同じ。）となる期間の任期を定めて令和8年4月1日から引き続き採用されるもの（次項に規定する会計年度任用職員を除く。）に対

する改正後の訓令第8条の規定の適用については、同条第1項中「会計年度任用職員として初めて採用された日（以下「採用日」という。）」とあるのは「令和8年4月1日」とし、同条第2項及び第3項並びに別表第1中「採用日」とあるのは「令和8年4月1日」とする。

3 令和8年1月31日以前から引き続き継続勤務している会計年度任用職員（改正後の訓令第9条第1項の適用を受ける者を含む。）に対する年次休暇に関する規定の適用については、改正後の訓令第8条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

沖縄県教育委員会訓令第3号

沖縄県教育委員会会計年度任用職員の職の設置に関する規程及び沖縄県教育委員会会計年度任用職員の報酬に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年3月31日

沖縄県教育委員会
教育長 半 嶺 満

沖縄県教育委員会会計年度任用職員の職の設置に関する規程及び沖縄県教育委員会会計年度任用職員の報酬に関する規程の一部を改正する訓令

(沖縄県教育委員会会計年度任用職員の職の設置に関する規程の一部改正)

第1条 沖縄県教育委員会会計年度任用職員の職の設置に関する規程（平成28年沖縄県教育委員会訓令第4号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中副校長・教頭マネジメント支援員の項の次に次のように加える。

校務支援コーチ	県立学校の環境整備その他の校務の補助を行う会計年度任用職員の指導及び支援に関する補助的又は定型的な業務
---------	---

(沖縄県教育委員会会計年度任用職員の報酬に関する規程の一部改正)

第2条 沖縄県教育委員会会計年度任用職員の報酬に関する規程（令和2年沖縄県教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第3条の表中副校長・教頭マネジメント支援員の項の次に次のように加える。

校務支援コーチ	行政職給料表	2級
---------	--------	----

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

公安委員会事項

沖縄県公安委員会規則第1号

沖縄県警察の交番等の名称、位置及び所管区を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年3月31日

沖縄県公安委員会

沖縄県警察の交番等の名称、位置及び所管区を定める規則の一部を改正する規則

沖縄県警察の交番等の名称、位置及び所管区を定める規則（昭和47年沖縄県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表豊見城警察署の部山下交番の項所管区の欄を次のように改める。

那覇市奥武山町、山下町、垣花町、垣花町1丁目、垣花町2丁目、垣花町3丁目、住吉町1丁目、住吉町2丁目、住吉町3丁目、赤嶺1丁目、赤嶺2丁目、字小禄の一部、字鏡水、鏡原町、字具志、具志1丁目、具志2丁目、具志3丁目、字田原、田原1丁目、田原2丁目、田原3丁目、田原4丁目、字当間、字宮城、宮城1丁目、字安次嶺、字大嶺、金

城1丁目、金城2丁目、金城3丁目、金城4丁目、金城5丁目

別表豊見城警察署の部小禄交番の項所管区の欄を次のように改める。

那覇市字宇栄原、宇栄原1丁目、宇栄原2丁目、宇栄原3丁目、宇栄原4丁目、宇栄原5丁目、宇栄原6丁目、字小禄の一部、小禄1丁目、小禄2丁目、小禄3丁目、小禄4丁目、小禄5丁目、字高良、高良1丁目、高良2丁目、高良3丁目

別表豊見城警察署の部高良交番の項を削り、同表糸満警察署の部西崎交番の項中「、字兼城、字潮平」を「、字賀数、字兼城、字北波平、字潮平、字武富」に改め、同部町端交番の項中「、字照屋」を「、字座波、字照屋、字豊原」に改め、同部賀数駐在所の項を削り、同表嘉手納警察署の部大通交番の項中「字古堅」の次に「、字ときわ」を加え、同部瀬名波駐在所の項位置の欄中「字宇座」を「字瀬名波」に改め、同表八重山警察署の部大川交番の項中「大川交番」を「美崎町交番」に、「石垣市字大川」を「石垣市美崎町」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。ただし、別表嘉手納警察署の部大通交番の項及び同部瀬名波駐在所の項位置の欄の改正規定は、令和8年3月31日から施行する。

沖縄県公安委員会規則第2号

沖縄県公安委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。
令和8年3月31日

沖縄県公安委員会

沖縄県公安委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則

沖縄県公安委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成9年沖縄県公安委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第15条第3項後段」を「第15条第4項後段」に改める。
第8条の次に次の1条を加える。

（公示送達）

第8条の2 条例第15条第4項（条例第22条第3項及び第29条において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する規則で定める方法は、公安委員会の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この条において同じ。）と公示事項（条例第15条第4項に規定する公示事項をいう。第1号において同じ。）の閲覧をする者の使用に係る電子計算機（公安委員会の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものに限る。）とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 公安委員会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された公示事項を当該公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機の映像面に表示する方法
- (2) インターネットに接続された自動公衆送信装置（著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第9号の5イに規定する自動公衆送信装置をいう。）を使用する方法

附 則

この規則は、令和8年5月21日から施行する。

沖縄県公安委員会規則第3号

緊急自動車の運転資格審査の実施に関する規則を次のように定める。
令和8年3月31日

沖縄県公安委員会

緊急自動車の運転資格審査の実施に関する規則

緊急自動車の運転資格審査の実施に関する規則（平成20年沖縄県公安委員会規則第2号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「政令」という。）第32条の2第1項第2号、第2項第2号及び第3項、第32条の3の2第2項並びに第32条の5第1項及び第2項の規定により沖縄県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が行う緊急自動車（政令第13条第1項に規定する自動車をいう。以下同じ。）の運転資格の審査（以下「審査」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（審査の対象者）

第2条 審査の対象者は、道路交通法（昭和35年法律第105号）第85条第5項、第6項、第7項、第8項、第9項又は第10項に定める年齢又は免許を受けていた期間（第15条第1項において「免許経験年数等」という。）に達しない者で、緊急自動車を当該緊急用務のため運転しようとするものとする。

（審査の申請）

第3条 審査を受けようとする者は、その者が運転しようとする緊急自動車の使用者（以下「使用者」という。）を通じて、緊急自動車運転資格審査申請書（様式第1号。以下「審査申請書」という。）を警察本部交通部運転免許課長（以下「運転免許課長」という。）を経由して公安委員会に提出するものとする。

（審査の日時及び場所）

第4条 審査の日時は公安委員会が指定した日時とし、審査の場所は沖縄県自動車運転免許試験場とする。

（審査官）

第5条 審査を担当する者（以下「審査官」という。）には、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第24条第13項の規定により公安委員会の指定を受けた警察職員であって、審査に関する教養を受けたものを充てるものとする。

（審査用自動車）

第6条 審査に用いる自動車（以下「審査用自動車」という。）の基準は、別表第1のとおりとし、次の表の左欄に掲げる運転しようとする緊急自動車の種類に応じ、同表の右欄に掲げる審査用自動車を使用するものとする。

運転しようとする緊急自動車の種類	審査用自動車
大型自動車	MT車の大型自動車
	A T車の大型自動車
中型自動車	A T車の中型自動車及びMT車の普通自動車
	A T車の中型自動車
準中型自動車	A T車の準中型自動車及びMT車の普通自動車
	A T車の準中型自動車
普通自動車	MT車の普通自動車
	A T車の普通自動車
大型自動二輪車	MT車の大型自動二輪車
	A T車の大型自動二輪車
普通自動二輪車	MT車の普通自動二輪車
	A T車の普通自動二輪車
小型自動二輪車	MT車の小型自動二輪車
	A T車の小型自動二輪車

備考1 MT車とはオートマチック・トランスミッションその他のクラッチの操作装置を有しない自動車以外の自動車を、AT車とはオートマチック・トランスミッションその他のクラッチの操作装置を有しない自動車を、小型自動二輪車とは総排気量については0.125リットル以下、定格出力については1.00キロワット以下の原動機を有する普通自動二輪車をいう。

2 運転しようとする緊急自動車の種類が中型自動車（AT車を除く。）又は準中型自動車（AT車を除く。）である場合の審査（以下「MT中型車等審査」という。）に用いる自動車については、それぞれMT車の中型自動車又はMT車の準中型自動車とすることができるものとし、現にMT車の普通自動車（以下「MT普通車」という。）の緊急自動車を運転することができる資格を有している場合は、MT普通車による審査を要しない。

3 AT車の中型自動車又は準中型自動車の緊急自動車のみを運転するための審査に合格した者が、MT車の中型自動車又は準中型自動車の緊急自動車を運転するための審査を受ける場合は、MT普通車による審査のみで足りる。

（審査の内容）

第7条 審査の内容は、別表第2のとおりとする。

（審査実施上の留意事項）

第8条 審査は、次に掲げる事項に留意して実施するものとする。

- (1) 他の技能試験等と同時にしないこと。
- (2) 審査官及び審査を受ける者には、乗車用ヘルメットを着用させること。
- (3) 審査時には、審査を受ける次番者を同乗させないこと。
- (4) 審査官は、審査開始前に、審査を受けようとする者に対し、次に掲げる事項について指示すること。
 - ア 審査中における事故防止上の留意事項
 - イ 審査の内容
 - ウ 審査の判定及び中止
 - エ 審査コースの走行順路（実演走行は省略することができるものとする。）
- (5) 審査官は、審査を受けようとする者の服装が運転に不相当と認める場合は、審査を延期すること。
- (6) MT中型車等審査において、運転しようとする緊急自動車の種類に応じたAT車の審査用自動車（以下「AT審査用自動車」という。）及びMT車の普通自動車を使用して審査を実施する場合は、AT審査用自動車による審査をMT普通車による審査の前に行うものとし、AT審査用自動車による審査についての判定が否であった者に対しては、MT普通車による審査を行うことを要しない。
- (7) 大型自動二輪車及び普通自動二輪車（以下「自動二輪車」という。）に係る審査は、審査官が普通自動車又は自動二輪車で追尾して行うこと。
- (8) 審査官は、審査を終了した者に対し、審査結果に基づいて必要な指導を行うこと。

（審査の判定）

第9条 審査の判定は、中型自動車又は準中型自動車の審査にあっては審査判定表（中型自動車・準中型自動車審査）（様式第2号）に、中型自動車又は準中型自動車の審査以外の審査にあっては審査判定表（様式第3号）に必要事項を記録して行うものとする。

- 2 審査官は、前項の規定による記録に基づき、合否の判定を行うものとする。この場合において、別表第2に規定する課題の履行条件のいずれかを履行できなかった者又は次の各号のいずれかに該当した者を不合格と判定するものとする。
 - (1) 右側通行したとき。
 - (2) 脱輪をしたとき。
 - (3) 転倒をしたとき。
 - (4) 審査官が危険防止のため補助したとき。
- 3 審査官は、前項に規定する不合格事由が生じた場合は、その時点で審査を中止することができるものとする。
- 4 MT中型車等審査において、AT審査用自動車による審査とMT普通車による審査を実施した場合は、それぞれの審査について合否の判定を行い、両方の審査の判定が合格であった者を総合判定として合格とする。ただし、AT審査用自動車による審査についての判定には合格したが、MT普通車による審査についての判定が不合格であった者で、運転しようとする緊急自動車の種類をAT車の中型自動車又は準中型自動車とする希望がある場合は、総合判定としてAT車の緊急自動車に係る審査に合格したものとすることができるものとする。

（審査の特例）

第10条 地方公共団体の保有する消防用自動車（政令第13条第1項第1号及び第1号の3に規定する自動車をいう。）及び救急用自動車（政令第13条第1項第1号の2に規定する自動車をいう。）（以下「消防用自動車等」という。）に係る審査については、第3条から前条までの規定にかかわらず、次条から第14条までに定めるところにより、消防用自動車等を使用する消防機関の長（消防団にあっては市町村長をいう。以下同じ。）が実施する消防用自動車等の運転に必要な教習（以下「教習」という。）及び評定（以下「評定」という。）並びに当該評定の結果に対する公安委員会の書面審査により行うものとする。

（教習実施者の指定）

第11条 消防機関の長は、前条の規定により教習を行おうとする場合は、緊急自動車教習実施者指定申請書（様式第4号）に教習及び評定に係る計画書（以下「教習計画書」という。）を添えて運転免許課長を経由して公安委員会に提出し、教習実施者としての指定の申請を行うものとする。

2 公安委員会は、前項の申請を受けた場合で、当該申請に係る教習計画書が次条第1項及び第2項に定める内容を満たしていると認めるときは、当該申請を行った消防機関の長に緊急自動車教習実施者指定書（様式第5号）を交付し、教習実施者として指定するものとする。

（教習計画書の内容等）

第12条 教習計画書は、次に掲げる要件を満たして策定するものとする。

- (1) 教習を実施する時間は、5時間以上とすること。
- (2) 評定を行う場所は、別表第2に規定する課題の設定が可能な場所とすること。

2 教習計画書に記載すべき事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 教習の科目、時間、場所及び方法
- (2) 教習を担当する職員の職名、氏名及び受けている運転免許の内容
- (3) 評定を行う場所
- (4) 評定を担当する職員の職名、氏名及び受けている運転免許の内容
- (5) 教習対象者の範囲、年間教習予定人員及び年間教習予定回数

3 教習実施者は、前条第1項の規定により提出した教習計画書の内容に変更が生じた場合は、速やかに公安委員会に届け出るものとする。

（教習及び評定の実施）

第13条 教習実施者は、教習計画書に基づいて教習を実施した後、当該教習を受けた者の運転技能について、第6条から第9条までの規定に準じた方法により評定を行うものとする。

2 教習実施者は、前項に規定する教習及び評定を行った場合は、緊急自動車教習実施結果通知書（様式第6号）に当該評定に係る審査判定表及び当該評定において合格と判定した者に係る審査申請書を添えて、運転免許課長を経由して公安委員会に提出するものとする。

（公安委員会の審査）

第14条 公安委員会は、前条第2項の規定により提出を受けた書面について審査を行い、第9条第2項及び第4項の規定に準じて合否を決定するものとする。

（運転免許証等への記載等）

第15条 公安委員会は、第9条第2項及び第4項並びに第14条の規定により審査に合格した者（以下「審査合格者」という。）については、運転免許証を有する者にあつてはその者の運転免許証の備考欄の最下段に、免許情報記録個人番号カード（道路交通法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。以下「マイナ免許証」という。）を有する者にあつてはマイナ免許証の免許情報記録の備考欄に次の表の左欄に掲げる運転しようとする緊急自動車の種類に応じ、同表の右欄に掲げる備考欄の記載等の例による記載又は記録（以下「記載等」という。）を行うとともに、審査申請書にその旨を記入して保存しておくものとする。

運転しようとする緊急自動車の種類		備考欄の記載等の例
大型自動車		緊急車（大型）運転可〇〇年〇月〇日沖縄公委
	A T車	緊急車（大型（A T車に限る。））運転可〇〇年〇月〇日沖縄公委
中型自動車		緊急車（中型）運転可〇〇年〇月〇日沖縄公委
	A T車	緊急車（中型（A T車に限る。））運転可〇〇年〇月〇日沖縄公委

準中型自動車		緊急車（準中型）運転可〇〇年〇月〇日沖縄公委
	A T車	緊急車（準中型（A T車に限る。））運転可〇〇年〇月〇日沖縄公委
普通自動車		緊急車（普通）運転可〇〇年〇月〇日沖縄公委
	A T車	緊急車（普通（A T車に限る。））運転可〇〇年〇月〇日沖縄公委
大型自動二輪車		緊急車（大自二）運転可〇〇年〇月〇日沖縄公委
	A T車	緊急車（大自二（A T車に限る。））運転可〇〇年〇月〇日沖縄公委
普通自動二輪車		緊急車（普自二）運転可〇〇年〇月〇日沖縄公委
	A T車	緊急車（普自二（A T車に限る。））運転可〇〇年〇月〇日沖縄公委
小型自動二輪車		緊急車（小自二）運転可〇〇年〇月〇日沖縄公委
	A T車	緊急車（小自二（A T車に限る。））運転可〇〇年〇月〇日沖縄公委
備考1 「備考欄の記載等の例」の年月日は、記載等をした日とする。 2 運転しようとする緊急自動車の種類をA T車であることを希望し、当該自動車に係る審査に合格した者については、MT車の緊急自動車を緊急用務のために運転することはできない。 3 たとえ当該緊急自動車に対応する免許に付されているA T車に限る旨の条件が解除されたとしても、免許経過年数等に達するまでの間又は改めてMT車を使用した審査に合格するまでの間は、MT車の当該緊急自動車を緊急用務のために運転することはできないことに留意すること。		

- 2 審査合格者が運転免許証又はマイナ免許証（以下「運転免許証等」という。）を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したため再交付された運転免許証又は新たに有することとなったマイナ免許証に前項に規定する記載等を公安委員会に申し出た場合は、公安委員会は、その者に係る審査申請書を確認の上、前項に規定する記載等を行うものとする。
- 3 前項の場合において、当該申出者が他の公安委員会（以下「審査公安委員会」という。）が行った審査に合格した者である場合は、当該申出者は、使用者を通じ、緊急自動車運転資格記載等申請書（様式第7号）を運転免許課長を経由して公安委員会に提出するものとする。この場合において、公安委員会は、審査公安委員会に当該申出者に係る審査の事実を確認した上、運転免許証を有する者にあつてはその者の運転免許証の備考欄の最下段に、マイナ免許証を有する者にあつてはマイナ免許証の免許情報記録の備考欄に次の表の左欄に掲げる運転しようとする緊急自動車の種類に応じ、同表の右欄に掲げる備考欄の記載等の例による記載等を行うものとする。

運転しようとする緊急自動車の種類	備考欄の記載等の例
大型自動車	緊急車（大型）運転可〇〇年〇月〇日〇〇公委
	A T車 緊急車（大型（A T車に限る。））運転可〇〇年〇月〇日〇〇公委
中型自動車	緊急車（中型）運転可〇〇年〇月〇日〇〇公委
	A T車 緊急車（中型（A T車に限る。））運転可〇〇年〇月〇日〇〇公委
準中型自動車	緊急車（準中型）運転可〇〇年〇月〇日〇〇公委
	A T車 緊急車（準中型（A T車に限る。））運転可〇〇年〇月〇日〇〇公委
普通自動車	緊急車（普通）運転可〇〇年〇月〇日〇〇公委
	A T車 緊急車（普通（A T車に限る。））運転可〇〇年〇月〇日〇〇公委
大型自動二輪車	緊急車（大自二）運転可〇〇年〇月〇日〇〇公委
	A T車 緊急車（大自二（A T車に限る。））運転可〇〇年〇月〇日〇〇公委

普通自動二輪車		緊急車（普自二）運転可〇〇年〇月〇日〇〇公委
	A T車	緊急車（普自二（A T車に限る。））運転可〇〇年〇月〇日〇〇公委
小型自動二輪車		緊急車（小自二）運転可〇〇年〇月〇日〇〇公委
	A T車	緊急車（小自二（A T車に限る。））運転可〇〇年〇月〇日〇〇公委
備考1 「備考欄の記載等の例」の年月日は、審査公安委員会が記載等をした日とする。 2 「備考欄の記載等の例」の公安委員会名は、審査公安委員会に係る都道府県名とする。		

4 緊急自動車を当該緊急用務のため運転する資格を有する者（審査合格者を除く。この項において「有資格者」という。）で、運転免許証等に緊急自動車を運転できる旨の記載等を必要とするものは、使用者を通じ、緊急自動車運転資格記載等申請書を運転免許課長を経由して公安委員会に提出するものとする。この場合において、公安委員会は、当該者が有資格者であるか否かの事実を確認の上、運転免許証を有する者にあつてはその者の運転免許証の備考欄の最下段に、マイナ免許証を有する者にあつてはマイナ免許証の免許情報記録の備考欄に次の表の左欄に掲げる運転しようとする緊急自動車の種類に応じ、同表の右欄に掲げる備考欄の記載等の例による記載等を行うものとする。

運転しようとする緊急自動車の種類	備考欄の記載等の例	
大型自動車		緊急車（大型）運転可（無審査）〇〇年〇月〇日沖縄公委
	A T車	緊急車（大型（A T車に限る。））運転可（無審査）〇〇年〇月〇日沖縄公委
中型自動車		緊急車（中型）運転可（無審査）〇〇年〇月〇日沖縄公委
	A T車	緊急車（中型（A T車に限る。））運転可（無審査）〇〇年〇月〇日沖縄公委
準中型自動車		緊急車（準中型）運転可（無審査）〇〇年〇月〇日沖縄公委
	A T車	緊急車（準中型（A T車に限る。））運転可（無審査）〇〇年〇月〇日沖縄公委
普通自動車		緊急車（普通）運転可（無審査）〇〇年〇月〇日沖縄公委
	A T車	緊急車（普通（A T車に限る。））運転可（無審査）〇〇年〇月〇日沖縄公委
大型自動二輪車		緊急車（大自二）運転可（無審査）〇〇年〇月〇日沖縄公委
	A T車	緊急車（大自二（A T車に限る。））運転可（無審査）〇〇年〇月〇日沖縄公委
普通自動二輪車		緊急車（普自二）運転可（無審査）〇〇年〇月〇日沖縄公委
	A T車	緊急車（普自二（A T車に限る。））運転可（無審査）〇〇年〇月〇日沖縄公委
小型自動二輪車		緊急車（小自二）運転可（無審査）〇〇年〇月〇日沖縄公委
	A T車	緊急車（小自二（A T車に限る。））運転可（無審査）〇〇年〇月〇日沖縄公委
備考 「備考欄の記載等の例」の年月日は、記載等をした日とする。		

5 公安委員会は、第1項から前項までの規定により運転免許証の備考欄に記載を行った場合は、当該記載事項の末尾に沖縄県公安委員会運営規則（昭和47年沖縄県公安委員会規則第1号）別表に規定する運転免許証及び運転経歴証明書の記載事項の変更用の公印を押印するものとする。

(文書の保存)

第16条 この規則に規定する文書は、当該文書に係る日付の属する年の翌年の初日から起算して、次の各号に掲げる文書の区分に応じ、当該各号に掲げる期間が経過する日までの間、沖縄県警察本部交通部運転免許課において保存するものとする。

- (1) 第3条に規定する審査の申請に係る文書 3年
- (2) 第9条に規定する審査の判定に係る文書 3年
- (3) 第11条に規定する教習実施者の指定に係る文書 30年
- (4) 第13条に規定する評定の実施に係る文書 3年
- (5) 前条に規定する運転免許証等への記載等に係る文書 3年

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

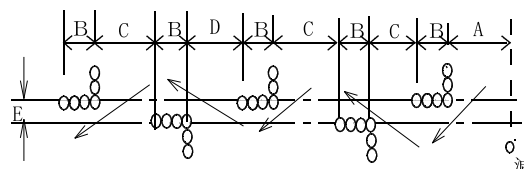
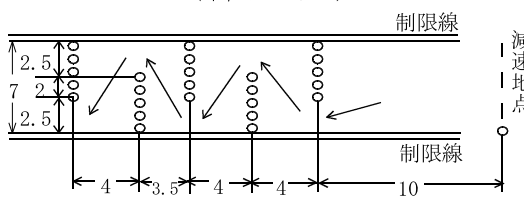
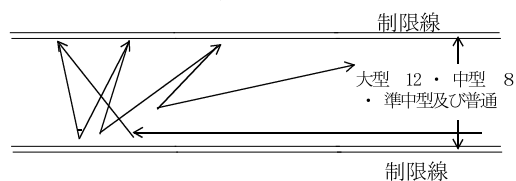
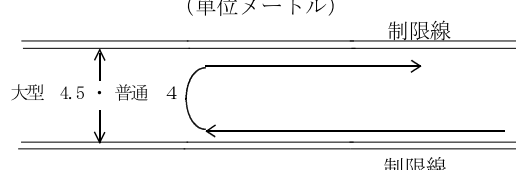
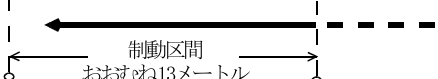
別表第1 (第6条関係)

運転しようとする緊急自動車の種類	審査用自動車車体の大きさ等	備考
大型自動車	最大積載量10,000キログラム以上で、長さが11.00メートル以上12.00メートル以下、幅が2.40メートル以上2.50メートル以下、軸距が6.90メートル以上7.20メートル以下の車軸を3軸以上有する大型自動車	原則として、補助ブレーキを有するものであること。
中型自動車	最大積載量5,000キログラム以上6,500キログラム未満で、長さが7.00メートル以上8.00メートル以下、幅が2.25メートル以上2.50メートル以下、軸距が4.10メートル以上4.40メートル以下の中型自動車	
準中型自動車	最大積載量が2,000キログラム以上4,500キログラム未満で、長さが4.40メートル以上4.90メートル以下、幅が1.69メートル以上1.80メートル以下、軸距が2.50メートル以上2.80メートル以下、前輪軸距が1.30メートル以上の準中型自動車	
普通自動車	長さが4.40メートル以上4.90メートル以下、幅が1.69メートル以上1.80メートル以下、軸距が2.50メートル以上2.80メートル以下、輪距が1.30メートル以上の普通自動車	
大型自動二輪車	総排気量0.700リットル以上の大型自動二輪車 (当分の間、AT車にあつては、総排気量0.600リットル以上のもの)	
普通自動二輪車	総排気量が0.300リットル以上の普通自動二輪車	
小型自動二輪車	総排気量が0.090リットル以上0.125リットル以下の普通自動二輪車	

別表第2 (第7条関係)

審査の内容

課題	課題の設定	課題の履行条件	回数	
幹線コース及び周回コース	周回コース	外回りとする。		
	指示速度による走行	周回コースに区間を指定するとともに、その区間において達すべき合理的な速度を指示する。	指定区間内で指示速度に達するように走行すること。	1回
	周回カーブの走行	指示速度による走行の直後のカーブを含め、周回コースの4か所のカーブを指定する。	安定したブレーキ操作及びハンドル操作をすること。	4回
	交差点の右左折	1 右左折は、明確な進路変更を行うことができる道路幅員及び区間を設定して行わせる。	進路変更及びこれに伴う安全確認、合図並びに右左折に伴う合図、安全確認及び徐行	右左折各2回

<p>の走行</p>	<p>2 交差点の信号機の灯火は消灯する。</p> <p>一時停止は、右左折の課題とする交差点以外の場所で行わせる。</p>	<p>をすること。</p> <p>停止線の直前での停止及び交差点の安全確認をすること。</p>	<p>2 回</p>																																																
<p>障害物間の通過</p>	<p>1 大型自動車、中型自動車、準中型自動車及び普通自動車</p>  <p>(単位メートル)</p> <table border="1" data-bbox="391 604 861 806"> <thead> <tr> <th>種別 \ 区間</th> <th>A</th> <th>B</th> <th>C</th> <th>D</th> <th>E</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大型自動車</td> <td>10</td> <td>3</td> <td>12</td> <td>11</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>中型自動車</td> <td>10</td> <td>3</td> <td>8</td> <td>7</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>準中型自動車</td> <td>10</td> <td>3</td> <td>6</td> <td>5</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>普通自動車</td> <td>10</td> <td>3</td> <td>6</td> <td>5</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 自動二輪車</p>  <p>(単位メートル)</p> <p>3 上記コースの条件</p> <ol style="list-style-type: none"> 障害物はロードコン（高さおおむね0.7メートル）を用いて設けるものとし、その間隔はロードコンの中心から中心までを1メートルとする。 減速地点には、目標物としてロードコンを設けるものとする。 制限線は、コースの縁石をもってあてることができる（以下「直線路における回轉」において同じ。）。 	種別 \ 区間	A	B	C	D	E	大型自動車	10	3	12	11	1	中型自動車	10	3	8	7	1	準中型自動車	10	3	6	5	1	普通自動車	10	3	6	5	1	<p>1 減速地点の直前のギア及び速度は次のとおりとすること。ただし、AT車については、チェンジレバー等をDの位置とし、ギアの指示はしないこととする。</p> <table border="1" data-bbox="925 459 1268 649"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>ギア</th> <th>速度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大型自動車</td> <td>4速</td> <td>おおむね40キロメートル毎時</td> </tr> <tr> <td>中型自動車</td> <td>〃</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>準中型自動車</td> <td>〃</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>普通自動車</td> <td>〃</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>自動二輪車</td> <td>4速以上</td> <td>〃</td> </tr> </tbody> </table> <p>（指示したギア及び速度になっていない場合は、1回に限りやり直しをさせること。）</p> <p>2 障害物の間を通過し終えるまで障害物に接触し、又は停止（エンストを含む。）しないで走行すること。</p> <p>3 自動二輪車にあつては、両側の制限線の内側を足をつかずに走行すること。</p>	種別	ギア	速度	大型自動車	4速	おおむね40キロメートル毎時	中型自動車	〃	〃	準中型自動車	〃	〃	普通自動車	〃	〃	自動二輪車	4速以上	〃	<p>1 回</p>
種別 \ 区間	A	B	C	D	E																																														
大型自動車	10	3	12	11	1																																														
中型自動車	10	3	8	7	1																																														
準中型自動車	10	3	6	5	1																																														
普通自動車	10	3	6	5	1																																														
種別	ギア	速度																																																	
大型自動車	4速	おおむね40キロメートル毎時																																																	
中型自動車	〃	〃																																																	
準中型自動車	〃	〃																																																	
普通自動車	〃	〃																																																	
自動二輪車	4速以上	〃																																																	
<p>直線路における回轉</p>	<p>1 大型自動車、中型自動車、準中型自動車及び普通自動車</p>  <p>(単位メートル)</p> <p>2 自動二輪車</p>  <p>(単位メートル)</p>	<p>1 大型自動車、中型自動車、準中型自動車及び普通自動車にあつては、両側の制限線の内側で3回以下の切り返しによって回轉すること。</p> <p>2 自動二輪車にあつては、制限線の内側で片足を1回つき停止しないで回轉すること。</p> <p>3 大型自動車、中型自動車、準中型自動車及び普通自動車にあつては切り返しの都度、自動二輪車にあつては回轉のとき、後方の安全確認をすること。</p>	<p>1 回</p>																																																
<p>急 停 止</p>	 <p>制動区間 おおむね13メートル</p>	<p>1 この課題を行うときのギア及び速度は次のとおりとすること。ただし、AT車については、チェンジレバー等をDの位</p>	<p>1 回</p>																																																

	<p>停止限界目標物 急制動開始目標物</p> <p>1 周回コース等に目標物を数か所設け、審査を受ける者に対してはあらかじめ目標物を特定せず、審査官の指示によって停止させる。 2 路面上には目標線などの標示は設けないものとする。</p>	<p>置とし、ギアの指示はしないこととする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>ギア</th> <th>速度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大型自動車</td> <td>4 速</td> <td>おおむね40キロメートル毎時</td> </tr> <tr> <td>中型自動車</td> <td>〃</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>準中型自動車</td> <td>〃</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>普通自動車</td> <td>〃</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>自動二輪車</td> <td>4 速以上</td> <td>〃</td> </tr> </tbody> </table> <p>(指示したギア及び速度になっていない場合は、1回に限りやり直しをさせること。)</p> <p>2 横振れして停止しないこと。 3 制動区間を超過しないこと。</p>	種別	ギア	速度	大型自動車	4 速	おおむね40キロメートル毎時	中型自動車	〃	〃	準中型自動車	〃	〃	普通自動車	〃	〃	自動二輪車	4 速以上	〃
種別	ギア	速度																		
大型自動車	4 速	おおむね40キロメートル毎時																		
中型自動車	〃	〃																		
準中型自動車	〃	〃																		
普通自動車	〃	〃																		
自動二輪車	4 速以上	〃																		

様式第 1 号 (第 3 条関係)

緊急自動車運転資格審査申請書																		
沖縄県公安委員会 殿														年	月	日		
氏名・生年月日																年	月	日
住 所																		
運 転 し よ う と す る 緊 急 自 動 車 の 種 類				大型 中型 準中型 普通 大自二 普自二 小型二輪														
				MT車 AT車														
現 に 受 け て い る 免 許	交 付 等 公 安 委 員 会		公安委員会															
	交付等年月日		年 月 日				有効期限		年 月 日									
	運転免許証等 番 号		第 号															
	第一種		二・小・原		年 月 日													
	免 許		その他		年 月 日													
	第二種免許		年 月 日															
	免 許 の 種 類		大 型	中 型	準 中 型	普 通	大 特	大 自 二	普 自 二	小 特	原 付	牽 引	大 型 二	中 型 二	普 通 二	大 特 二	牽 引 二	
免 許 の 条 件																		
緊 急 自 動 車 の 使 用 者		所 在 地																
		職 名																
		氏 名																

- 備考 1 審査に係る緊急自動車の種類及び免許の種類欄は、該当するものを○で囲むこと。
2 「MT車」は、AT車以外の自動車をいう。
3 運転免許証等番号とは、運転免許証の番号又は免許情報記録の番号をいう。
4 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第 2 号 (第 9 条、第13条関係)

審査判定表 (中型自動車・準中型自動車審査)

審査年月日 (年 月 日)

審査対象者	
-------	--

A T 中型車又はA T 準中型車

課 題	観 察 事 項	判 定	
幹線コース及び周回コースの走行	指示速度による走行	不 到 達	
	周回カーブの走行	ブレーキ不安定 ① ② ③ ④	ハンドル不安定 ① ② ③ ④
	交差点の右左折	安全不確認 ㊦ ㊦ ㊦ ㊦ 変更不履行 ㊦ ㊦ ㊦ ㊦	合図不履行 ㊦ ㊦ ㊦ ㊦ 徐行不履行 ㊦ ㊦ ㊦ ㊦
	指定場所における一時停止	不停止 (出過ぎを含む。) ① ②	不確認 ① ②
障害物間の通過	停止 (エンストを含む。)	障害物接触 やり直し	
直線路における転回	後方不確認 ① ② ③	規定外切り返し 制限線接触	
急 停 止	横振れ	区間超過 やり直し	
そ の 他	右側通行	脱輪 転倒 審査官の補助	
A T 車 判定		合 否	

MT 普通車

課 題	観 察 事 項	判 定	
幹線コース及び周回コースの走行	指示速度による走行	不 到 達	
	周回カーブの走行	ブレーキ不安定 ① ② ③ ④	ハンドル不安定 ① ② ③ ④
	交差点の右左折	安全不確認 ㊦ ㊦ ㊦ ㊦ 変更不履行 ㊦ ㊦ ㊦ ㊦	合図不履行 ㊦ ㊦ ㊦ ㊦ 徐行不履行 ㊦ ㊦ ㊦ ㊦
	指定場所における一時停止	不停止 (出過ぎを含む。) ① ②	不確認 ① ②
障害物間の通過	停止 (エンストを含む。)	障害物接触 やり直し	
直線路における転回	後方不確認 ① ② ③	規定外切り返し 制限線接触	
急 停 止	横振れ	区間超過 やり直し	
そ の 他	右側通行	脱輪 転倒 審査官の補助	
M T 車 判定		合 否	

(消防機関の長)

緊急自動車教習実施者指定申請書

緊急自動車の運転資格審査に関する教習を別添の教習計画書によって実施したいので、教習実施者として指定されるよう申請します。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第5号 (第11条関係)

年 月 日

(消防機関の長) 殿

沖縄県公安委員会 印

緊急自動車教習実施者指定書

年 月 日付け緊急自動車教習実施者指定申請書により申請のあった件について、緊急自動車の運転資格審査の実施に関する規則（令和8年沖縄県公安委員会規則第3号）第11条第2項の規定に基づき、教習実施者として指定します。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第6号 (第13条関係)

年 月 日

沖縄県公安委員会 殿

緊急自動車教習実施者
(消防機関の長)

緊急自動車教習実施結果通知書

年 月 日実施した緊急自動車運転技能教習の評定の結果を次のとおり通知します。
記

氏 名	生 年 月 日	免許の種別	運転免許証等の 番 号	運転しようとする緊急自 動車の種類	評 定 結 果	備 考

- 備考1 運転しようとする緊急自動車の種類の欄にはMT車又はAT車の区分も記載すること。
 2 備考欄には、評定の結果は何回目の評定によるものか等を記載するものとする。
 3 運転免許証等の番号とは、運転免許証の番号又は免許情報記録の番号をいう。
 4 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第7号 (第15条関係)

緊急自動車運転資格記載等申請書																			
沖縄県公安委員会 殿										年 月 日									
氏名・生年月日					年 月 日														
記載申請の理由					1 運転免許を受けていた期間が法定期間に達しているため 2 運転免許証を再交付されたため 3 その他 ()														
審査合格年月日					年 月 日														
審査公安委員会					公安委員会														
運転しようとする緊急自動車の種類					大型 中型 準中型 普通 大自二 普自二 小型二輪														
					MT車 AT車														
現に受けている免許	交付等公安委員会					公安委員会													
	交付等年月日					年 月 日					有効期限		年 月 日						
	運転免許証等番号					第 号													
	免許の種類					大型	中型	準中型	普通	大特	大自二	普自二	小特	原付	牽引	大型二	中型二	普通二	大特二
免許の条件																			
緊急自動車の使用者					所在地														
					職名														
					氏名														

- 備考1 審査合格年月日及び審査公安委員会欄は、運転免許証を再交付されたため記載を必要とする場合にのみ記載すること。
 2 記載申請の理由、緊急自動車の種類及び免許の種類欄は、該当するものを○で囲むこと。
 3 記載申請の理由がその他に該当する場合は、()内にその理由を記載すること。
 4 運転免許証等番号とは、運転免許証の番号又は免許情報記録の番号をいう。
 5 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

人事委員会事項

給料表の適用範囲に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

沖縄県人事委員会

委員長 池 田 修

沖縄県人事委員会規則第7号

給料表の適用範囲に関する規則等の一部を改正する規則

(給料表の適用範囲に関する規則の一部改正)

第1条 給料表の適用範囲に関する規則(昭和47年沖縄県人事委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

第8条中「、身体障害者更生相談所等」を「、身体障害者相談所等」に改める。

(初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正)

第2条 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和47年沖縄県人事委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「、保健衛生統括監、医療介護統括監」を「、医療介護統括監、保健衛生統括監」に改める。

別表第1アの表1級の項中

「	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;">議会事務局</td> <td style="width: 50%; padding: 5px;">速記士</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">公安委員会</td> <td style="padding: 5px;">涉外事件調査員 少年警察調査員</td> </tr> </table>	議会事務局	速記士	公安委員会	涉外事件調査員 少年警察調査員	を
議会事務局	速記士					
公安委員会	涉外事件調査員 少年警察調査員					
「	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;">公安委員会</td> <td style="width: 50%; padding: 5px;">涉外事件調査員 少年警察調査員</td> </tr> </table>	公安委員会	涉外事件調査員 少年警察調査員	に改め、同表3級の項中「調査		
公安委員会	涉外事件調査員 少年警察調査員					

員 副主査」を「副主査」に改め、同表4級の項中「課長補佐 秘書室長 議会史編さん準備室長 調査員」を「支援主幹 課長補佐」に改め、同表5級の項中「課長補佐 秘書室長 議会史編さん準備室長」を「支援主幹 課長補佐」に改め、同表6級及び7級の項中「財政企画監 PPP/PFI推進監」を「財政企画監」に、「行政情報センター室長」を「行政情報センター室長 働き方改革・人材確保推進室長」に、「本庁舎改修推進室長 SDGs推進室長 公共交通推進室長」を「本庁舎改修推進室長 PPP/PFI事業推進室長 SDGs推進室長」に、「旅券センター室長」を「旅券センター室長 第8回世界のウチナーンチュ大会開催準備室長」に改める。

(管理職手当に関する規則の一部改正)

第3条 管理職手当に関する規則(昭和47年沖縄県人事委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

別表第1項の表2種の項中「保健衛生統括監 医療介護統括監」を「医療介護統括監 保健衛生統括監」に改め、同表3種の項中「身体障害者更生相談所の所長」を「身体障害者相談所の所長」に改め、同表4種の項中「財政企画監 PPP/PFI推進監」を「財政企画監」に、「行政情報センター室長」を「行政情報センター室長 働き方改革・人材確保推進室長」に、「本庁舎改修推進室長 SDGs推進室長 公共交通推進室長」を「本庁舎改修推進室長 PPP/PFI事業推進室長 SDGs推進室長」に、「旅券センター室長」を「旅券センター室長 第8回世界のウチナーンチュ大会開催準備室長」に改める。

(期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正)

第4条 期末手当及び勤勉手当に関する規則(昭和47年沖縄県人事委員会規則第18号)の一部を次のように改正する。

別表第1の備考1中「、保健衛生統括監、医療介護統括監」を「、医療介護統括監、保健衛生統括監」に改める。

(管理職員等の範囲を定める規則の一部改正)

第5条 管理職員等の範囲を定める規則(昭和48年沖縄県人事委員会規則第18号)の一部を次のように改正する。

別表議会事務局の項中「総務課の課長補佐、秘書室長、人事担当の主幹及び秘書担当の主査」を「総務課の課長補佐 秘書広報課の課長補佐 総務課の人事担当の主幹 秘書広報課の秘書担当の主幹、主査、主任及び主事」に改め、同表知事部局の項中「保健衛生統括監 医療介護統括監」を「医療介護統括監 保健衛生統括監」に、「財政企画監 PPP/PFI推進監」を「財政企画監」に、「行政情報センター室長」を「行政情報センター室長 働き方改革・人材確保推進室長」に、「本庁舎改修推進室長 SDGs推進室長 公共交通推進室長」を「本庁舎改修推進室長 PPP/PFI事業推進室長 SDGs推進室長」に、「旅券センター室長」を「旅券センター室長 第8回世界のウチナーンチュ大会開催準備室長」に、「庁舎管理班」を「庁舎マネジメント班」に、「知的障害者更生相談所」を「知的障害者相談所」に、「身体障害者更生相談所」を「身体障害者相談所」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則及び初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

沖縄県人事委員会

委員長 池 田 修

沖縄県人事委員会規則第8号

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則及び初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則
(初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正)

第1条 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和47年沖縄県人事委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

別表第2のア備考第3項の次に次の2項を加える。

4 選考採用者(正規の試験の結果に基づいて職員となつた者以外の者をいう。以下同じ。)であつて薬剤師の免許を有する者(次項並びに別表第6の行政職給料表在級期間表の備考第1項及び第5項において「選考採用薬剤師」という。)に対するこの表の適用については、試験欄の「上級」の区分によるものとする。

5 選考採用薬剤師のうち、薬剤師法(昭和35年法律第146号)の規定及び薬剤師法の一部を改正する法律(平成16年法律第134号)附則第3条の規定により薬剤師の免許を取得した者に対するこの表の適用については、学歴免許等欄の学歴免許等の区分は、第13条第2項の規定にかかわらず、「大学6卒」が掲げられているものとみなし、当該区分に対応する初任給欄の号給を1級37号給とする。

別表第2のク備考第2項中「薬剤師法の一部を改正する法律(平成16年法律第134号)」を「薬剤師法の一部を改正する法律」に改める。

別表第6のア備考第1項中「選考採用者(正規の試験の結果に基づいて職員となつた者以外の者をいう。以下同じ。)」を「選考採用者(選考採用薬剤師を除く。)」に改め、同表のア備考第4項の次に次の1項を加える。

5 選考採用薬剤師のうち、薬剤師法(昭和35年法律第146号)の規定及び薬剤師法の一部を改正する法律附則第3条の規定により薬剤師の免許を取得した者に対するこの表の適用については、職務の級2級の欄中「3」とあるのは「1」とする。

(初任給調整手当に関する規則の一部改正)

第2条 初任給調整手当に関する規則(昭和47年沖縄県人事委員会規則第12号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「獣医学に関する専門的知識を必要とする」を「次の各号に掲げる」に改め、同項に次の2号を加える。

- (1) 獣医学に関する専門的知識を必要とするもの
- (2) 薬学に関する専門的知識を必要とするもの

第3条第2号中「第2項」を「第2項第1号」に改め、同条に次の1号を加える。

- (3) 前条第2項第2号に規定する職に採用された職員(薬剤師法(昭和35年法律第146号)に規定する薬剤師免許証(次条において「薬剤師免許証」という。)を有するものに限り、人事委員会が定める

職員を除く。)

第 4 条第 2 号中「第 2 条第 2 項」を「第 2 条第 2 項第 1 号」に改め、同条に次の 1 号を加える。

(3) 採用以外の欠員補充の方法により第 2 条第 2 項第 2 号に規定する職を占めることとなった職員で、
薬剤師免許証を有するもの（人事委員会が定める職員を除く。)

第 5 条第 1 項中「15年」の次に「、第 3 条第 3 号及び前条第 3 号の職員にあっては10年」を加える。

第 7 条第 1 項中「第 4 条第 2 号」を「第 4 条第 2 号及び第 3 号」に改める。

第 8 条第 2 項中「第 3 条第 2 号又は第 4 条第 2 号」を「第 3 条第 2 号若しくは第 3 号又は第 4 条第 2 号若しくは第 3 号」に改める。

附則第 2 項中「第 2 条第 2 項」を「第 2 条第 2 項各号」に、「第 3 条第 2 号の職員及び第 4 条第 2 号の職員」を「第 3 条第 2 号及び第 3 号の職員並びに第 4 条第 2 号及び第 3 号の職員」に、「「期間の区分」を「「職員の区分及び期間の区分」に改める。

附則別表を次のように改める。

附則別表

職員の区分 期間の区分	2 項職員	
	1 種	2 種
1 年未満	38,500 円	9,500 円
1 年以上 2 年未満	38,500	9,500
2 年以上 3 年未満	38,500	9,500
3 年以上 4 年未満	38,500	9,500
4 年以上 5 年未満	38,500	9,500
5 年以上 6 年未満	35,000	8,100
6 年以上 7 年未満	31,500	6,700
7 年以上 8 年未満	28,000	4,900
8 年以上 9 年未満	24,500	3,200
9 年以上 10 年未満	21,000	1,400
10 年以上 11 年未満	17,500	
11 年以上 12 年未満	14,000	
12 年以上 13 年未満	10,500	
13 年以上 14 年未満	7,000	
14 年以上 15 年未満	3,500	

備考 1 この表において、期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第 4 条各号の職員になった日以後の期間を示す。

2 この表において、「2 項職員」とは、第 2 条第 2 項の職を占める職員をいう。

3 この表において、「1 種」とは第 2 条第 2 項第 1 号の職を占める職員を、「2 種」とは同項第 2 号の職を占める職員をいう。

別表を次のように改める。

別表 (第 7 条関係)

職員の区分	1 項職員		2 項職員	

期間の区分	1種	2種	3種	1種	2種
1年未満	417,600 円	371,300 円	310,800 円	55,000 円	13,500 円
1年以上2年未満	417,600	371,300	310,800	55,000	13,500
2年以上3年未満	417,600	371,300	310,800	55,000	13,500
3年以上4年未満	417,600	371,300	310,800	55,000	13,500
4年以上5年未満	417,600	371,300	310,800	55,000	13,500
5年以上6年未満	417,600	371,300	310,800	50,000	11,500
6年以上7年未満	417,600	371,300	310,800	45,000	9,500
7年以上8年未満	417,600	371,300	310,800	40,000	7,000
8年以上9年未満	417,600	371,300	310,800	35,000	4,500
9年以上10年未満	417,600	371,300	310,800	30,000	2,000
10年以上11年未満	417,600	371,300	310,800	25,000	
11年以上12年未満	417,600	371,300	310,800	20,000	
12年以上13年未満	417,600	371,300	310,800	15,000	
13年以上14年未満	417,600	371,300	310,800	10,000	
14年以上15年未満	417,600	371,300	310,800	5,000	
15年以上16年未満	417,600	371,300	310,800		
16年以上17年未満	413,200	367,300	307,500		
17年以上18年未満	408,800	363,300	304,200		
18年以上19年未満	404,400	359,300	300,900		
19年以上20年未満	400,000	355,300	297,600		
20年以上21年未満	395,600	351,300	294,300		
21年以上22年未満	381,600	339,000	283,300		
22年以上23年未満	365,100	324,300	271,300		
23年以上24年未満	348,600	308,800	258,800		
24年以上25年未満	332,100	293,300	246,300		
25年以上26年未満	315,600	277,300	233,800		
26年以上27年未満	298,100	260,300	218,300		
27年以上28年未満	280,600	243,300	202,800		
28年以上29年未満	263,100	226,300	187,300		
29年以上30年未満	245,100	208,800	171,800		
30年以上31年未満	227,100	191,300	155,300		

31年以上32年未満	209,100	173,800	138,800		
32年以上33年未満	190,100	155,800	122,300		
33年以上34年未満	171,100	137,300	104,300		
34年以上35年未満	152,100	118,800	86,300		

備考1 この表において、期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条各号の職員になった日以後の期間を示す。

2 この表において、「1項職員」とは第2条第1項の職を占める職員を、「2項職員」とは同条第2項の職を占める職員をいう。

3 この表において、1項職員の欄中「1種」とは第2条第1項第1号の職を占める職員を、「2種」とは同項第2号の職を占める職員を、「3種」とは同項第3号の職を占める職員をいう。

4 この表において、2項職員の欄中「1種」とは第2条第2項第1号の職を占める職員を、「2種」とは同項第2号の職を占める職員をいう。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

沖縄県人事委員会
委員長 池 田 修

沖縄県人事委員会規則第9号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「104,200円」を「130,300円」に、「90,300円」を「112,900円」に改め、同項第2号ア中「93,800円」を「104,200円」に、「81,300円」を「90,300円」に改め、同号イ中「86,100円」を「95,700円」に、「75,500円」を「83,800円」に改め、同号ウ中「84,600円」を「94,000円」に、「71,800円」を「79,800円」に改め、同項第3号中「アからエまで」を「アからオまで」に改め、同号ア中「70,500円」を「82,200円」に、「59,900円」を「69,800円」に改め、同号イ中「71,800円」を「83,800円」に、「62,900円」を「73,400円」に改め、同号ウ中「イに掲げる職員以外の」を「8級である」に、「68,100円」を「79,500円」に、「57,900円」を「67,600円」に改め、同号エ中「アからウまで」を「アからエまで」に、「66,400円」を「77,400円」に、「54,700円」を「63,800円」に改め、同号中エをオとし、ウの次に次のように加える。

エ 公安職給料表の適用を受ける職員のうちイ又はウに掲げる職員以外のもの 78,200円（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、61,200円）

第3条第1項第4号ア中「53,600円」を「67,100円」に、「42,000円」を「52,500円」に改め、同号カ中「49,900円」を「62,300円」に、「38,500円」を「48,200円」に改め、同項第5号オ中「39,700円」を「49,600円」に、「29,500円」を「36,900円」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

初任給調整手当に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

沖縄県人事委員会
委員長 池 田 修

沖縄県人事委員会規則第10号

初任給調整手当に関する規則等の一部を改正する規則

（初任給調整手当に関する規則の一部改正）

第1条 初任給調整手当に関する規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第11条」の次に「及び第11条の2」を、「初任給調整手当」の次に「（第一種初任給調整手当及び第二種初任給調整手当をいう。第15条において同じ。）」を加える。

第2条の前の見出し中「職及び」を「第一種初任給調整手当を支給される職及び」に改める。

第3条中「初任給調整手当」を「第一種初任給調整手当」に改め、同条第1号中「あつて」を「あつて」に改める。

第4条中「初任給調整手当」を「第一種初任給調整手当」に改め、同条第1号及び第2号中「なつた」を「なつた」に改める。

第5条第1項中「初任給調整手当」を「第一種初任給調整手当」に、「あつて」を「あつて」に改め、同条第2項中「初任給調整手当」を「第一種初任給調整手当」に改める。

第6条の前の見出し中「支給期間」を「第一種初任給調整手当の支給期間」に改め、同条中「あつて」を「あつて」に改める。

第7条第1項中「初任給調整手当」を「第一種初任給調整手当」に、「職員にあつて」を「職員（第13条において「育児短時間勤務職員等」という。）にあつて」に、「昭和47年沖縄県条例第43号」を「昭和47年沖縄県条例第43号。第13条において「勤務時間条例」という。」に、「なつた」を「なつた」に、「あつて」を「あつて」に改め、同条第2項中「初任給調整手当」を「第一種初任給調整手当」に、「第2号。」を「第2号」に改め、同条第3項中「初任給調整手当」を「第一種初任給調整手当」に、「なつた」を「なつた」に改める。

第8条第1項及び第2項中「なつた」を「なつた」に、「初任給調整手当」を「第一種初任給調整手当」に改める。

第9条中「初任給調整手当」を「第一種初任給調整手当」に改める。

第10条を第15条とし、第9条の次に次の5条を加える。

（第二種初任給調整手当の特定額に関して人事委員会規則で定める職員及び額）

第10条 条例第11条の2第1項の人事委員会規則で定める職員は、次の各号に掲げる職員とし、当該職員の特定額（同項に規定する「特定額」をいう。以下同じ。）の算定の基礎となる額として人事委員会規則で定める額は、当該各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める額とする。

(1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。） 当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、条例第6条第2項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額

(2) 条例附則第10項の規定の適用を受ける職員 当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、条例第6条第2項の規定により当該職員の属する職務の級並びに条例第7条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）

（第二種初任給調整手当の基準額）

第11条 条例第11条の2第1項の在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して人事委員会規則で定める額は、人事委員会が別に定める額とする。

（第二種初任給調整手当の支給期間の終期）

第12条 条例第11条の2第1項の人事委員会規則で定める日は、特定額が基準額（同項に規定する「基準額」をいう。以下同じ。）以上となった日の前日とする。

（第二種初任給調整手当の支給額）

第13条 条例第11条の2第2項の規定による第二種初任給調整手当の月額、基準額と特定額との差額に勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間（以下この項において「1週間当たりの勤務時間」という。）に52を乗じたものから1週間当たりの勤務時間を5で除したものに18を乗じたものを減じたものを乗じ、その額を12で除して得た額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを100円に切り上げた額）（定年前再任用短時間勤務職員にあつては当該額に勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、育児短時間勤務職員等にあつては当該額に勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項

に規定する勤務時間で除して得た数を、任期付短時間勤務職員にあっては当該額に勤務時間条例第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)とする。

(第二種初任給調整手当の権衡職員の範囲等)

第14条 条例第11条の2第3項の人事委員会規則で定める職員は、当該職員を新たに採用された職員とみなして同条第1項の規定を適用するとしたならば同項に規定する特定額として算定されることとなる額(以下この条において「権衡職員特定額」という。)が基準額を下回る職員とする。

2 前項に規定する職員の第二種初任給調整手当の支給期間は、同項に規定する職員となった日から権衡職員特定額が基準額以上となった日の前日までとする。

3 前条の規定は、第1項に規定する職員の第二種初任給調整手当の月額について準用する。この場合において、同条中「特定額」とあるのは、「権衡職員特定額」と読み替えるものとする。

(給料等の支給に関する規則及び給与簿に関する規則の一部改正)

第2条 次に掲げる規則の規定中「初任給調整手当」の次に「(第一種初任給調整手当及び第二種初任給調整手当をいう。)」を加える。

(1) 給料等の支給に関する規則(昭和47年沖縄県人事委員会規則第23号)第6条

(2) 給与簿に関する規則(昭和47年沖縄県人事委員会規則第25号)第4条第1号

(時間外勤務手当等の特例に関する規則の一部改正)

第3条 時間外勤務手当等の特例に関する規則(昭和47年沖縄県人事委員会規則第39号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「初任給調整手当」の次に「(第一種初任給調整手当及び第二種初任給調整手当をいう。次項第1号において同じ。)」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(暫定再任用職員に関する経過措置)

2 沖縄県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例(令和4年沖縄県条例第51号。次項において「令和4年改正条例」という。)附則第3条第1項若しくは第2項又は附則第4条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員(次項において「定年前再任用短時間勤務職員」という。)とみなして、第1条の規定による改正後の初任給調整手当に関する規則(次項において「改正後の規則」という。)第10条の規定を適用する。

3 令和4年改正条例附則第4条第1項又は第2項の規定により採用された職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の規則第13条(改正後の規則第14条第3項において準用する場合を含む。)の規定を適用する。

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

沖縄県人事委員会

委員長 池 田 修

沖縄県人事委員会規則第11号

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

(通勤手当に関する規則の一部改正)

第1条 通勤手当に関する規則(昭和47年沖縄県人事委員会規則第16号)の一部を次のように改正する。

第9条の表中「28,200円」を「29,100円」に、「30,500円」を「32,300円」に、「32,500円」を「35,500円」に、「34,500円」を「38,700円」に、「36,500円」を「42,200円」に、「40,000円」を「45,700円」に改める。

第2条 通勤手当に関する規則の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号中「若しくは通勤方法」を「、通勤方法若しくは条例第16条第5項に規定する駐車

場等（以下「駐車場等」という。）」に改め、「変更し、」の次に「駐車場等の利用を開始し若しくは終了し、」を、「運賃等の額」の次に「若しくは駐車場等の料金」を加える。

第4条第1項中「具備していること」の次に「若しくは第17条の2に定める駐車場等たる要件を具備していること及び駐車場等の料金」を加える。

第8条第1項第1号中「第16条第7項」を「第16条第9項」に改める。

第9条の表中「70キロメートル以上」を「70キロメートル以上75キロメートル未満」に改め、同表に次のように加える。

75キロメートル以上80キロメートル未満	49,200円
80キロメートル以上85キロメートル未満	52,700円
85キロメートル以上90キロメートル未満	56,200円
90キロメートル以上95キロメートル未満	59,600円
95キロメートル以上100キロメートル未満	63,000円
100キロメートル以上	66,400円

第10条第2号中「第2項第2号に定める額」の次に「（駐車場等を利用し、その料金を負担することを常例とする職員（次号において「駐車場等利用職員」という。）にあつては、その額に同条第5項第1号に定める額を加算した額）」を加え、「同項第1号」を「同条第2項第1号」に改め、同条第3号中「第2項第2号に定める額」の次に「（駐車場等利用職員にあつては、その額に同条第5項第1号に定める額を加算した額）」を加え、「同項第2号」を「同条第2項第2号」に改める。

第17条第1項第1号中「及び第20条第2項」を削り、同項第2号中「この項」を「この条及び次条」に改め、同条第2項第2号ア中「当該事由」を「前項第1号に掲げる事由」に、「発生等」を「発生」に改め、「直前の住居」の次に「又は同項第2号に規定する配偶者の住居」を加える。

第17条の次に次の3条を加える。

（駐車場等の要件）

第17条の2 条例第16条第5項の人事委員会規則で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

- (1) 勤務公署の周辺又は第4条の規定に基づき決定し、若しくは改定する手当額の基礎となる経路若しくはこれに準ずるものとして人事委員会が定める経路上にある交通機関の駅、停留所等の周辺にある施設であること。
- (2) 職員が自転車を駐車するために使用する施設（自転車以外の自動車等の駐車のための部分と、自転車の駐車のための部分が同一の施設にある場合は、当該自転車の駐車のための部分に限る。）でないこと。
- (3) その利用について職員の配偶者若しくは条例第12条第2項に規定する扶養親族に料金を支払うこととなる施設又はこれに準ずるものとして人事委員会が定める施設でないこと。

2 前項に規定する要件を満たさない場合であつて、自動車等の駐車のための施設の状況、職員の事情等により、駐車場等に係る通勤手当を支給しないことが著しく不相当であると人事委員会が認めるときは、同項の規定にかかわらず、人事委員会が別に定める要件とする。

（駐車場等に係る通勤手当が支給されない職員）

第17条の3 条例第16条第5項の人事委員会規則で定める職員は、第10条第2号に掲げる職員とする。

（駐車場等に係る通勤手当の額）

第17条の4 条例第16条第5項第1号の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（その額が5,000円を超える場合にあつては、5,000円）とする。

- (1) 一の駐車場等を利用する場合 次のアからウまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額
 - ア 月を単位として駐車場等の料金が定められている場合 当該料金の額
 - イ 駐車場等の料金を定める期間（月又は年によつて定めた期間に限る。）が二以上の月にわたる場合 当該料金の額をそのわたる月の数で除して得た額（その額に1円未満の端数があるときは、そ

の端数を切り捨てた額)

ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 人事委員会が定める額

(2) 二以上の駐車場等を利用する場合 それぞれの駐車場等について前号アからウまでに定める額を合計した額

第18条第4項中「第16条第6項」を「第16条第7項」に、「及び特別料金等相当額」を「、特別料金等相当額」に改め、「、その合計額」の次に「及び条例第16条第5項第1号に定める額」を加える。

第20条第1項中「第16条第7項」を「第16条第8項」に改め、同項第2号中「若しくは通勤方法」を「、通勤方法若しくは駐車場等」に改め、「変更し、」の次に「駐車場等の利用を開始し若しくは終了し、」を、「運賃等の額」の次に「若しくは駐車場等の料金」を加え、同項第3号中「地公法」を「地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。）」に改め、「場合を除く。」の次に「第22条第2項において「派遣等となつた場合」という。」を加え、同条第2項及び第3項中「第16条第7項」を「第16条第8項」に改める。

第21条第1項中「第16条第8項」を「第16条第9項」に改める。

第22条第2項を次のように改める。

2 月の中途において派遣等となつた場合（次項に規定する場合に該当しているときを除く。）には、支給単位期間は、その後復職し、又は職務に復帰した日の属する月の翌月（その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月）から開始する。

様式第1及び様式第2を次のように改める。

様式第1 (第3条関係)

通 勤 届

年 月 日 提出

任命権者	勤務公署名	
殿	所在地	
職名	氏名	
住所		

通勤手当に関する規則第3条の規定に基づき通勤の実情を届け出ます。

届出の理由 (該当する□に✓印を付する。)

新規 (□ 異動等に伴う通勤経路又は方法の変更の場合) 直前の届出の区間と同一の区間がある。
(該当する区間に係る順路欄の□に✓印を付する。)

住居の変更 (転居日の通勤 □有 □無)

通勤経路、方法又は駐車場等の変更等

運賃等又は駐車場等の料金の負担額の変更

その他() (届出の理由が生じた日) 年 月 日

順路	通勤方法の別	区 間	距 離	所要時間	乗車券等の種類	左欄の乗車券等の額	備考
1	<input type="checkbox"/>	住居から(経由) まで	• km	分		円	
2	<input type="checkbox"/>	から(経由) まで	• km	分		円	
3	<input type="checkbox"/>	から(経由) まで	• km	分		円	
4	<input type="checkbox"/>	から(経由) まで	• km	分		円	
5	<input type="checkbox"/>	から(経由) まで	• km	分		円	
		から(経由) まで	• km	分		円	
駐車場等の所在地			駐車場等の料金		円	駐車場等の利用形態	
他に利用できる交通機関等の名称及び利用区間等					総通勤距離	km	
					総所要時間	分	

記入上の注意

- 「届出の理由」欄中「通勤経路又は方法の変更」には勤務公署の所在地が変更したことによる通勤経路の変更を含み、「運賃等又は駐車場等の料金の負担額の変更」には勤務態様の変更(交代制勤務から普通勤務への変更等)による負担額の変更を含む。
- 「通勤方法の別」欄には、通勤の順路に従い徒歩、自転車、自動車、バス、モノレール等の別を記入する。
- 「乗車券等の種類」欄には、定期券(1箇月)、定期券(3箇月)、定期券(6箇月)、回数券等の別を記入する。
- 「左欄の乗車券等の額」欄には、定期券の価額、回数券の価額等乗車券等に応ずる額を記入する。
- 「駐車場等の所在地」欄には、通勤に利用する駐車場の所在地(○市○丁目○番○号等)を記入する。
- 「駐車場等の料金」欄には、実際に負担する額(駐車場の都度その料金を支払う場合等の場合は1回の利用額)を記入する。
- 「駐車場の利用形態」欄には、1月払い、複数月払い(○箇月)、1回払い、回数券(○枚綴り○円)等の別を記入する。
- 「備考」欄には、定期券を持たない理由、回数券の片道及び月間の使用枚数等を記入する。
- 往路と帰路とが異なる場合は、「備考」欄にその旨と理由を記入する。
- 通勤経路の略図(経路朱線)は、この様式の裏面に記入又は添付する。
- 通勤の実情の一部に変更がある場合は、変更内容に関係のない事項の記入を省略することができる。

【条例第16条第3項又は第4項の適用を受ける職員(高速自動車国道等利用者)】

- 1 異動等に伴い、通勤が困難になったことにより高速自動車国道等を利用することとなった職員
- 2 単身赴任手当を受給していた職員で、配偶者と同居し通勤が困難となったことにより高速自動車国道等を利用することとなった職員
- 3 配偶者と同居して子を養育するために転居し、通勤が困難となったことにより高速自動車国道等を利用することとなった職員
- 4 介護のために父母の住居等に転居し、通勤が困難となったことにより高速自動車国道等を利用することとなった職員
- 5 上記3又は4たる職員の要件を欠くに至った職員
- 6 その他()

※ 現公署への異動発令年月日	年 月 日	※ 異動等前の住居への入居年月日	年 月 日
※ 異動等の直前の住居		※ 現住居への入居年月日	年 月 日

高速自動車国道等利用者の高速自動車国道等を利用しない場合の通勤の経路、方法等

順路	通勤方法の別	区 間	距 離	所要時間	備考	
1	<input type="checkbox"/>	住居から(経由) まで	• km	分		
2	<input type="checkbox"/>	から(経由) まで	• km	分		
3	<input type="checkbox"/>	から(経由) まで	• km	分		
4	<input type="checkbox"/>	から(経由) まで	• km	分		
5	<input type="checkbox"/>	から(経由) まで	• km	分		
		から(経由) まで	• km	分		
他に利用できる交通機関等の名称及び利用区間等					総通勤距離	km
					総所要時間	分

記入上の注意

- ※欄は、□1に✓印を付した職員のみ記入すること。
- 「通勤方法の別」欄には、通勤の順路に従い徒歩、自転車、自動車、バス、モノレール等の別を記入する。
- 通勤経路の略図(経路朱線)はこの様式の裏面に記入又は添付する。

様式第2(第4条関係)

通勤手当認定簿

氏名		所屬		事業発		生		年		月		日	
住居		回		算出式		提出		年		月		日	
□回数券等を使用して利用する交通機関等がある職員 (交替制勤務等)		1箇月当たりの平均通勤所要回数		1箇月当たりの平均通勤所要回数		1箇月当たりの平均通勤所要回数		1箇月当たりの平均通勤所要回数		1箇月当たりの平均通勤所要回数		1箇月当たりの平均通勤所要回数	
普通交通機関等利用者の 順序	普通交通機関等利用者の 名称	普通交通機関等利用者の 利用区間	普通交通機関等利用者の 利用区間	普通交通機関等利用者の 回数券等の別	普通交通機関等利用者の 回数券等の別	普通交通機関等利用者の 回数券等の別	普通交通機関等利用者の 回数券等の別	普通交通機関等利用者の 回数券等の別	普通交通機関等利用者の 回数券等の別	普通交通機関等利用者の 回数券等の別	普通交通機関等利用者の 回数券等の別	普通交通機関等利用者の 回数券等の別	普通交通機関等利用者の 回数券等の別
1	普通交通機関等利用者												
2	普通交通機関等利用者												
3	普通交通機関等利用者												
4	普通交通機関等利用者												
自動車等の額 (系列第16条第2項第2号の額)(自動車等の使用距離 km)													
普通交通機関等と自動車等の併用者 規則第10条 □第1号 □第2号 □第3号													
1	普通交通機関等利用者												
2	普通交通機関等利用者												
1箇月当たりの運賃等相当額の合計額													
1箇月あたりの運賃等相当額と自動車等の額の合計													
1箇月当たりの特別料金等相当額の合計額													
1箇月あたりの特別料金等相当額の合計額													

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、公布の日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の通勤手当に関する規則の規定は、令和7年4月1日から適用する。
(施行日前から駐車場等を利用している職員の届出)
- 3 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)前から駐車場等(沖縄県職員の給与に関する条例及び沖縄県会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例(令和8年沖縄県条例第4号)第2条の規定による改正後の沖縄県職員の給与に関する条例第16条第5項に規定する駐車場等をいう。)を利用している職員であつて、引き続き当該駐車場等を利用することにより施行日において同項に規定する職員たる要件を具備するに至つた者は、第2条の規定による改正後の通勤手当に関する規則第3条の規定の例により、その実情を届け出なければならない。

宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

沖縄県人事委員会

委員長 池 田 修

沖縄県人事委員会規則第12号

宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則

宿日直手当に関する規則(昭和47年沖縄県人事委員会規則第17号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「7,400円」を「7,700円」に改め、同項第2号中「6,100円」を「6,400円」に改め、同項第3号中「4,400円」を「4,700円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の宿日直手当に関する規則の規定は、令和7年4月1日から適用する。

給与簿に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

沖縄県人事委員会

委員長 池 田 修

沖縄県人事委員会規則第13号

給与簿に関する規則の一部を改正する規則

給与簿に関する規則(昭和47年沖縄県人事委員会規則第25号)の一部を次のように改正する。

様式第1及び様式第2を次のように改める。

様式第2 (第5条関係)

給与支払簿

共済	形態	予算主務課	予算主務課名	支出科目	会計年度	支給年月	給与区分
					年度	年 月	

年 月 日作成

職員番号	氏名	給料表	級	号給	給料月額	報酬	経過措置の種類	給料の調整額	給与の減額	給与の減額	管理職手当	初任給調整	扶養手当
地職手当	住居手当	通勤手当	特任手当	準特任手当	準特任手当	へき地手当	準へき地手当	月額特勤	休日勤務	休日勤務手当	夜間勤務手当	宿日直手当	産前手当
定通手当	農指手当	教員特別手当	教職調整額	管理職特勤	単身赴任手当	追給	追給	戻入	遺付	健康保険料	厚生年金保険料	雇用保険料	共済短期掛金
共済介護掛金	共済子支掛金	共済長期掛金	共済厚生掛金	共済退職掛金	共済貸付償還	所得税	住民税		財形貯蓄積立	警察年金積立	総支給計	控除計	差引支給額
受領印													

職員番号	氏名	給料表	級	号給	給料月額	報酬	経過措置の種類	給料の調整額	給与の減額	給与の減額	管理職手当	初任給調整	扶養手当
地職手当	住居手当	通勤手当	特任手当	準特任手当	準特任手当	へき地手当	準へき地手当	月額特勤	休日勤務	休日勤務手当	夜間勤務手当	宿日直手当	産前手当
定通手当	農指手当	教員特別手当	教職調整額	管理職特勤	単身赴任手当	追給	追給	戻入	遺付	健康保険料	厚生年金保険料	雇用保険料	共済短期掛金
共済介護掛金	共済子支掛金	共済長期掛金	共済厚生掛金	共済退職掛金	共済貸付償還	所得税	住民税		財形貯蓄積立	警察年金積立	総支給計	控除計	差引支給額
受領印													

職員番号	氏名	給料表	級	号給	給料月額	報酬	経過措置の種類	給料の調整額	給与の減額	給与の減額	管理職手当	初任給調整	扶養手当
地職手当	住居手当	通勤手当	特任手当	準特任手当	準特任手当	へき地手当	準へき地手当	月額特勤	休日勤務	休日勤務手当	夜間勤務手当	宿日直手当	産前手当
定通手当	農指手当	教員特別手当	教職調整額	管理職特勤	単身赴任手当	追給	追給	戻入	遺付	健康保険料	厚生年金保険料	雇用保険料	共済短期掛金
共済介護掛金	共済子支掛金	共済長期掛金	共済厚生掛金	共済退職掛金	共済貸付償還	所得税	住民税		財形貯蓄積立	警察年金積立	総支給計	控除計	差引支給額
受領印													

職員番号	氏名	給料表	級	号給	給料月額	報酬	経過措置の種類	給料の調整額	給与の減額	給与の減額	管理職手当	初任給調整	扶養手当
地職手当	住居手当	通勤手当	特任手当	準特任手当	準特任手当	へき地手当	準へき地手当	月額特勤	休日勤務	休日勤務手当	夜間勤務手当	宿日直手当	産前手当
定通手当	農指手当	教員特別手当	教職調整額	管理職特勤	単身赴任手当	追給	追給	戻入	遺付	健康保険料	厚生年金保険料	雇用保険料	共済短期掛金
共済介護掛金	共済子支掛金	共済長期掛金	共済厚生掛金	共済退職掛金	共済貸付償還	所得税	住民税		財形貯蓄積立	警察年金積立	総支給計	控除計	差引支給額
受領印													

職員番号	氏名	給料表	級	号給	給料月額	報酬	経過措置の種類	給料の調整額	給与の減額	給与の減額	管理職手当	初任給調整	扶養手当
地職手当	住居手当	通勤手当	特任手当	準特任手当	準特任手当	へき地手当	準へき地手当	月額特勤	休日勤務	休日勤務手当	夜間勤務手当	宿日直手当	産前手当
定通手当	農指手当	教員特別手当	教職調整額	管理職特勤	単身赴任手当	追給	追給	戻入	遺付	健康保険料	厚生年金保険料	雇用保険料	共済短期掛金
共済介護掛金	共済子支掛金	共済長期掛金	共済厚生掛金	共済退職掛金	共済貸付償還	所得税	住民税		財形貯蓄積立	警察年金積立	総支給計	控除計	差引支給額
受領印													

職員番号	氏名	給料表	級	号給	給料月額	報酬	経過措置の種類	給料の調整額	給与の減額	給与の減額	管理職手当	初任給調整	扶養手当
地職手当	住居手当	通勤手当	特任手当	準特任手当	準特任手当	へき地手当	準へき地手当	月額特勤	休日勤務	休日勤務手当	夜間勤務手当	宿日直手当	産前手当
定通手当	農指手当	教員特別手当	教職調整額	管理職特勤	単身赴任手当	追給	追給	戻入	遺付	健康保険料	厚生年金保険料	雇用保険料	共済短期掛金
共済介護掛金	共済子支掛金	共済長期掛金	共済厚生掛金	共済退職掛金	共済貸付償還	所得税	住民税		財形貯蓄積立	警察年金積立	総支給計	控除計	差引支給額
受領印													

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

沖縄県人事委員会

委員長 池 田 修

沖縄県人事委員会規則第14号

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

特地勤務手当等に関する規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則第31号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項を次のように改める。

特地勤務手当の月額、給料及び扶養手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる特地公署の級別区分に応じ、当該各号に定める支給割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6級地 100分の25
- (2) 5級地 100分の20
- (3) 4級地 100分の16
- (4) 3級地 100分の12
- (5) 2級地 100分の8
- (6) 1級地 100分の4

第3条第2項中「特地勤務手当基礎額」を「特地公署の級別区分」に、「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日に受けていた給料及び扶養手当の月額の合計額の2分の1に相当する額と現に受ける給料及び扶養手当の月額の合計額の2分の1に相当する額を合算した額（地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）にあつては、現に受ける給料の月額）」を「別表に定めるとおり」に改め、同項第1号から第3号までを削り、同条第3項及び第4項を削る。

第4条第2項中「同項に規定する異動又は公署の移転の日（職員が当該異動によりその日前1年以内に在勤していた公署に勤務することとなつた場合（人事委員会が定める場合に限る。）には、その日前の人事委員会が定める日。以下この条及び附則第4項において同じ。）に受けていた」、「（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、現に受ける給料の月額）」及び「（その額が現に受ける給料及び扶養手当の月額の合計額に100分の6を乗じて得た額を超えるときは、当該額）」を削り、同条第3項を削る。

第5条第1項第2号を削り、同項第3号中「沖縄県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年沖縄県条例第45号）第2条第1項の規定による派遣から引き続き」を「新たに」に、「（以下「派遣職員」という。）となり、又は人事交流等による採用若しくは法第22条の4第1項の規定による採用をされ」を「となつて」に改め、同号を同項第2号とし、同項第4号中「法第22条の4第1項の規定による採用をされ、かつ、当該採用の日」を「新たに給料表の適用を受ける職員となつた者で、新たに給料表の適用を受けることとなつた日（以下この条において「適用日」という。）」に、「採用の日」を「適用日」に、「異動し、当該異動」を「異動したこと又は新たに給料表の適用を受ける職員となつて当該公署に在勤することとなつたこと」に改め、「となるもの」の次に「（次号に掲げるものを除く。）」を加え、同号を同項第3号とし、同項第5号中「法第22条の4第1項の規定による採用をされた職員」を「新たに給料表の適用を受ける職員となつた者」に、「当該採用の日」を「適用日」に、「採用の前日」を「適用日前」に改め、同号を同項第4号とし、同項第6号を同項第5号とし、同条第2項中「前項の職員に支給する」を「条例第18条第2項の規定による」に改め、同項第1号中「派遣職員であつた者から引き続き」を「新たに」に改め、「又は前項第2号に規定する職員」を削り、「当該職員が給料表の適用を受けることとなつた日、人事交流等による採用をされた日又は法第22条の4第1項の規定による採用をされた日」を「適用日」に改め、「（同条第3項及び附則第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。次号から第5号までにおいて同じ。）並びに附則第5項」を削り、同項第2号中「新たに特地公署又は準特地公署に該当することとなつた公署に在勤する職員で指定日前3年以内に当該公署に異動し、当該異動に伴つて住居を移転したもの」を「前項第1号に規定する職員」に改め、「並びに附則第5項」を削り、同項第3号中「前項第3号」を「前項第2号」に、「当該職員の給料表の適用を受けることとなつた日、人事交流等による採用をされた日又は法第22

条の4第1項の規定による採用をされた日」を「適用日」に、「その日」を「当該適用日」に改め、「並びに附則第5項」を削り、同項第4号中「前項第4号」を「前項第3号」に、「当該職員が同号の採用の日」を「適用日」に、「定年前再任用短時間勤務職員」を「給料表の適用を受ける職員」に改め、同項第5号中「前項第5号」を「前項第4号」に、「当該職員が同号の採用の日」を「適用日」に、「定年前再任用短時間勤務職員」を「給料表の適用を受ける職員」に、「採用の日」を「適用日」に改め、同項第6号中「前項第6号」を「前項第5号」に改める。

第6条中「第3条」を「第3条第1項」に改める。

附則第2項から第5項までを削り、附則第1項の項番号を削る。

別表中「(第2条関係)」を「(第2条、第3条関係)」に、

「 南大東村字南	南大東村字南144番地1 (南部農業改良普及センター南大東村駐在)	6	を
「 南大東村字南	南大東村字南144番地1 (南部農業改良普及センター南大東村駐在) 南大東村字南144番地1 (市町村課南大東村派遣)	6	に、
「 宮古島市伊良部字 佐和田	下地島空港管理事務所		を
「 宮古島市伊良部字 佐和田	下地島空港管理事務所 下地島空港警備派出所		に、
「 宮古島市城辺字長 間 宮古島市城辺字砂 川 宮古島市下地字上 地	宮古島警察署長間駐在所 宮古島警察署砂川駐在所 宮古島警察署下地駐在所	3	を
「 宮古島市城辺字長 間 宮古島市下地字上 地	宮古島警察署長間駐在所 宮古島警察署下地駐在所	3	に、
「 石垣市字大川 石垣市新栄町 石垣市字川平	八重山警察署 八重山警察署大川交番 八重山農林高等学校 八重山警察署新川交番 水産海洋技術センター石垣支所		を
「 石垣市字大川 石垣市美崎町 石垣市字川平	八重山警察署 八重山農林高等学校 八重山警察署美崎町交番 水産海洋技術センター石垣支所		に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表の改正規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この規則の規定(別表の改正規定を除く。)による改正後の特地勤務手当に関する規則の規定及び附則第5項の規定(附則第2項及び第3項を削る改正規定(附則第2項に係る部分に限る。))に限る。)は、令和7年4月1日から適用する。

(給与の内払)

3 改正後の規則の規定を適用する場合には、この規則による改正前の特地勤務手当等に関する規則の規定に基づいて支給された給与は、この規則による改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。

4 この規則の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

(特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

5 特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則(令和7年沖縄県人事委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

附則第2項及び第3項を削る。

附則第4項中「及び第3号」を削り、「令和4年改正条例」を「沖縄県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和4年沖縄県条例第51号。この項において「令和4年改正条例」という。)」に、「第6項」を「第4項」に、「定年前再任用短時間勤務職員」を「地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員(次項において「定年前再任用短時間勤務職員」という。))」に、「暫定再任用職員」を「令和4年改正条例附則第3条第4項に規定する暫定再任用職員(次項において「暫定再任用職員」という。))」に改め、同項を附則第2項とする。

附則第5項中「第5条第1項第4号」を「第5条第1項第3号」に改め、「異動した日」の次に「又は当該職員が新たに給料表の適用を受けることとなった日」を加え、同項を附則第3項とする。

附則第6項中「第5条第1項第5号」を「第5条第1項第4号」に改め、同項を附則第4項とする。

沖縄県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

沖縄県人事委員会

委員長 池 田 修

沖縄県人事委員会規則第15号

沖縄県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

沖縄県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則(昭和48年沖縄県人事委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

別表沖縄市の項中

教育研究所	所長
青少年センター	所長

を

教育支援センター	所長
----------	----

に改め、同表宮古島の項中

市長部局	本庁		部長 局長 参事 会計 管理者 次長 課長 室 長 館長 主幹 技幹 総務課の人事又は給与担 当の課長補佐
	出先機関		課長 班長 主幹
教育委員会事務局及び教育機関	教育委員会事務局	本庁	部長 参事 次長 課長 班長 主幹
		出先機関	分室 室長

を

市長部局	本庁	部長 局長 参事 会計 管理者 次長 課長 室 長 館長 主幹 総務課 の人事又は給与担当の課 長補佐
	出先機関	課長 主幹
教育委員会事務局及び教育機関	教育委員会事務局	部長 参事 次長 課長 主幹

に改め、同表南風原町の項中

「政策調整監 部長」を「部長」に改め、同表島尻消防組合の項を削る。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 31 日

沖縄県人事委員会

委員長 池 田 修

沖縄県人事委員会規則第16号

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則

義務教育等教員特別手当に関する規則（昭和51年沖縄県人事委員会規則第27号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（義務教育等教員特別手当の月額）」を付し、同条中「当該各号に掲げる額」の次に「に校務の種類別にに応じて定める額（分掌する業務が 2 以上に該当する場合は、最も高い額）を加えた額」を加える。

第 3 条の次に次の 1 条を加える。

第 3 条の 2 前条の校務の種類別にに応じて定める額は、次の各号に掲げる業務の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。

- (1) 条例第28条の 2 第 2 項第 1 号に定める業務 1,500円
- (2) 条例第28条の 2 第 2 項第 2 号に定める業務 1,000円
- (3) 条例第28条の 2 第 2 項第 3 号に定める業務 1,000円
- (4) 条例第28条の 2 第 2 項第 4 号に定める業務 零

2 前項の規定による校務の種類別にに応じて定める額の加算は、職員が条例第28条の 2 第 2 項各号に掲げる業務に従事した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、当該職員が同項各号に掲げる業務に従事しなくなった日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。

別表第 1 及び別表第 2 を次のように改める。

別表第 1 教育職給料表(3)の適用を受ける者（第 3 条関係）

職員の 区分	職務 の級 号給	1	2	特 2	3	4
		級	級	級	級	級
		円	円	円	円	円
	1	1,300	1,400	2,800	3,400	5,100
	2	1,300	1,400	2,800	3,400	5,100
	3	1,300	1,400	2,800	3,400	5,100
	4	1,300	1,400	2,800	3,400	5,100
	5	1,300	1,600	3,000	3,500	5,200
	6	1,300	1,600	3,000	3,500	5,200

7	1,300	1,600	3,000	3,500	5,200
8	1,300	1,600	3,000	3,500	5,200
9	1,400	1,700	3,200	3,600	5,300
10	1,400	1,700	3,200	3,600	5,300
11	1,400	1,700	3,200	3,600	5,300
12	1,400	1,700	3,200	3,600	5,300
13	1,500	1,700	3,300	3,800	5,400
14	1,500	1,700	3,300	3,800	5,400
15	1,500	1,700	3,300	3,800	5,400
16	1,500	1,700	3,300	3,800	5,400
17	1,600	1,800	3,400	3,800	5,500
18	1,600	1,800	3,400	3,800	5,500
19	1,600	1,800	3,400	3,800	5,500
20	1,600	1,800	3,400	3,800	5,500
21	1,700	1,900	3,500	4,000	5,600
22	1,700	1,900	3,500	4,000	
23	1,700	1,900	3,500	4,000	
24	1,700	1,900	3,500	4,000	
25	1,800	2,000	3,700	4,100	
26	1,800	2,000	3,700	4,100	
27	1,800	2,000	3,700	4,100	
28	1,800	2,000	3,700	4,100	
29	1,900	2,100	3,800	4,100	
30	1,900	2,100	3,800	4,100	
31	1,900	2,100	3,800	4,100	
32	1,900	2,100	3,800	4,100	
33	1,900	2,200	3,900	4,200	
34	1,900	2,200	3,900	4,200	
35	1,900	2,200	3,900	4,200	
36	1,900	2,200	3,900	4,200	
37	2,000	2,300	4,000	4,400	
38	2,000	2,300	4,000	4,400	
39	2,000	2,300	4,000	4,400	
40	2,000	2,300	4,000	4,400	
41	2,200	2,400	4,000	4,400	
42	2,200	2,400	4,000	4,400	
43	2,200	2,400	4,000	4,400	
44	2,200	2,400	4,000	4,400	
45	2,200	2,600	4,100	4,600	
46	2,200	2,600	4,100	4,600	
47	2,200	2,600	4,100	4,600	
48	2,200	2,600	4,100	4,600	
49	2,300	2,600	4,200	4,700	
50	2,300	2,600	4,200	4,700	
51	2,300	2,600	4,200	4,700	
52	2,300	2,600	4,200	4,700	
53	2,400	2,800	4,400	4,700	
54	2,400	2,800	4,400	4,700	
55	2,400	2,800	4,400	4,700	
56	2,400	2,800	4,400	4,700	
57	2,400	3,000	4,400	4,800	
58	2,400	3,000	4,400	4,800	
59	2,400	3,000	4,400	4,800	

	60	2,400	3,000	4,400	4,800
	61	2,500	3,200	4,500	4,900
	62	2,500	3,200	4,500	4,900
	63	2,500	3,200	4,500	4,900
	64	2,500	3,200	4,500	4,900
	65	2,600	3,300	4,700	5,000
	66	2,600	3,300	4,700	5,000
	67	2,600	3,300	4,700	5,000
	68	2,600	3,300	4,700	5,000
	69	2,600	3,400	4,700	5,100
	70	2,600	3,400	4,700	5,100
	71	2,600	3,400	4,700	5,100
	72	2,600	3,400	4,700	5,100
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	73	2,700	3,500	4,700	5,100
	74	2,700	3,400	4,700	5,100
	75	2,700	3,500	4,700	5,100
	76	2,700	3,500	4,700	5,100
	77	2,800	3,700	4,700	5,200
	78	2,800	3,700	4,700	5,200
	79	2,800	3,700	4,700	5,200
	80	2,800	3,700	4,700	5,200
	81	2,800	3,800	4,800	5,200
	82	2,800	3,800	4,800	
	83	2,800	3,800	4,800	
	84	2,800	3,800	4,800	
	85	2,800	3,800	5,000	
	86	2,800	3,800	5,000	
	87	2,800	3,800	5,000	
	88	2,800	3,800	5,000	
	89	2,900	3,900	5,000	
	90	2,900	3,900	5,000	
	91	2,900	3,900	5,000	
92	2,900	3,900	5,000		
93	3,000	4,000	5,000		
94	3,000	4,000	5,000		
95	3,000	4,000	5,000		
96	3,000	4,000	5,000		
97	3,100	4,100	5,100		
98	3,100	4,100	5,100		
99	3,100	4,100	5,100		
100	3,100	4,100	5,100		
101	3,100	4,200	5,100		
102	3,100	4,200	5,100		
103	3,100	4,200	5,100		
104	3,100	4,200	5,100		
105	3,200	4,300	5,100		
106	3,200	4,300			
107	3,200	4,300			
108	3,200	4,300			
109	3,200	4,400			
110	3,200	4,400			
111	3,200	4,400			
112	3,200	4,400			

	113	3,200	4,400			
	114	3,200	4,400			
	115	3,200	4,400			
	116	3,200	4,400			
	117	3,300	4,500			
	118	3,300	4,500			
	119	3,300	4,500			
	120	3,300	4,500			
	121	3,300	4,600			
	122	3,300	4,600			
	123	3,300	4,600			
	124	3,300	4,600			
	125	3,300	4,700			
	126		4,700			
	127		4,700			
	128		4,700			
	129		4,700			
	130		4,700			
	131		4,700			
	132		4,700			
	133		4,700			
	134		4,700			
	135		4,700			
	136		4,700			
	137		4,700			
	138		4,700			
	139		4,700			
	140		4,700			
	141		4,700			
	142		4,700			
	143		4,700			
	144		4,700			
	145		4,800			
	146		4,800			
	147		4,800			
	148		4,800			
	149		4,900			
	150		4,900			
	151		4,900			
	152		4,900			
	153		4,900			
	154		4,900			
	155		4,900			
	156		4,900			
	157		4,900			
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		2,200	2,600	3,200	3,500	4,400

別表第2 教育職給料表(2)の適用を受ける者(第3条関係)

職員の 区分	職務 の級 号給	1	2	特 2	3	4
		級	級	級	級	級
		円	円	円	円	円
	1	1,300	1,700	2,800	4,000	5,100
	2	1,300	1,700	2,800	4,000	5,100
	3	1,300	1,700	2,800	4,000	5,100
	4	1,300	1,700	2,800	4,000	5,100
	5	1,300	1,800	3,000	4,100	5,200
	6	1,300	1,800	3,000	4,100	5,200
	7	1,300	1,800	3,000	4,100	5,200
	8	1,300	1,800	3,000	4,100	5,200
	9	1,400	1,900	3,200	4,100	5,300
	10	1,400	1,900	3,200	4,100	5,300
	11	1,400	1,900	3,200	4,100	5,300
	12	1,400	1,900	3,200	4,100	5,300
	13	1,500	2,000	3,300	4,200	5,400
	14	1,500	2,000	3,300	4,200	5,400
	15	1,500	2,000	3,300	4,200	5,400
	16	1,500	2,000	3,300	4,200	5,400
	17	1,600	2,100	3,400	4,400	5,500
	18	1,600	2,100	3,400	4,400	5,500
	19	1,600	2,100	3,400	4,400	5,500
	20	1,600	2,100	3,400	4,400	5,500
	21	1,700	2,200	3,500	4,400	5,600
	22	1,700	2,200	3,500	4,400	5,600
	23	1,700	2,200	3,500	4,400	5,600
	24	1,700	2,200	3,500	4,400	5,600
	25	1,800	2,300	3,700	4,600	5,700
	26	1,800	2,300	3,700	4,600	5,700
	27	1,800	2,300	3,700	4,600	5,700
	28	1,800	2,300	3,700	4,600	5,700
	29	1,900	2,400	3,800	4,700	5,800
	30	1,900	2,400	3,800	4,700	5,800
	31	1,900	2,400	3,800	4,700	5,800
	32	1,900	2,400	3,800	4,700	5,800
	33	1,900	2,600	3,900	4,700	5,900
	34	1,900	2,600	3,900	4,700	5,900
	35	1,900	2,600	3,900	4,700	5,900
	36	1,900	2,600	3,900	4,700	5,900
	37	2,000	2,600	4,000	4,800	6,000
	38	2,000	2,600	4,000	4,800	6,000
	39	2,000	2,600	4,000	4,800	6,000
	40	2,000	2,600	4,000	4,800	6,000
	41	2,200	2,800	4,000	4,900	6,100
	42	2,200	2,800	4,000	4,900	6,100
	43	2,200	2,800	4,000	4,900	6,100
	44	2,200	2,800	4,000	4,900	6,100
	45	2,200	3,000	4,100	5,000	6,200
	46	2,200	3,000	4,100	5,000	6,200
	47	2,200	3,000	4,100	5,000	6,200
	48	2,200	3,000	4,100	5,000	6,200
	49	2,300	3,200	4,200	5,100	6,300

	50	2,300	3,200	4,200	5,100
	51	2,300	3,200	4,200	5,100
	52	2,300	3,200	4,200	5,100
	53	2,400	3,300	4,400	5,100
	54	2,400	3,300	4,400	5,100
	55	2,400	3,300	4,400	5,100
	56	2,400	3,300	4,400	5,100
	57	2,400	3,400	4,400	5,200
	58	2,400	3,400	4,400	5,200
	59	2,400	3,400	4,400	5,200
	60	2,400	3,400	4,400	5,200
	61	2,500	3,500	4,500	5,200
	62	2,500	3,500	4,500	
	63	2,500	3,500	4,500	
	64	2,500	3,500	4,500	
	65	2,600	3,700	4,700	
	66	2,600	3,700	4,700	
	67	2,600	3,700	4,700	
	68	2,600	3,700	4,700	
	69	2,600	3,800	4,700	
	70	2,600	3,800	4,700	
	71	2,600	3,800	4,700	
	72	2,600	3,800	4,700	
	73	2,700	3,800	4,700	
	74	2,700	3,800	4,700	
	75	2,700	3,800	4,700	
	76	2,700	3,800	4,700	
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	77	2,800	3,900	4,700	
	78	2,800	3,900	4,700	
	79	2,800	3,900	4,700	
	80	2,800	3,900	4,700	
	81	2,800	4,000	4,800	
	82	2,800	4,000	4,800	
	83	2,800	4,000	4,800	
	84	2,800	4,000	4,800	
	85	2,800	4,100	5,000	
	86	2,800	4,100	5,000	
	87	2,800	4,100	5,000	
	88	2,800	4,100	5,000	
	89	2,900	4,200	5,000	
	90	2,900	4,200	5,000	
	91	2,900	4,200	5,000	
	92	2,900	4,200	5,000	
	93	3,000	4,300	5,000	
	94	3,000	4,300	5,000	
	95	3,000	4,300	5,000	
	96	3,000	4,300	5,000	
	97	3,100	4,400	5,100	
	98	3,100	4,400	5,100	
	99	3,100	4,400	5,100	
	100	3,100	4,400	5,100	
	101	3,100	4,400	5,100	

102	3,100	4,400	5,100
103	3,100	4,400	5,100
104	3,100	4,400	5,100
105	3,200	4,500	5,100
106	3,200	4,500	
107	3,200	4,500	
108	3,200	4,500	
109	3,200	4,600	
110	3,200	4,600	
111	3,200	4,600	
112	3,200	4,600	
113	3,200	4,700	
114	3,200	4,700	
115	3,200	4,700	
116	3,200	4,700	
117	3,300	4,700	
118	3,300	4,700	
119	3,300	4,700	
120	3,300	4,700	
121	3,300	4,700	
122	3,300	4,700	
123	3,300	4,700	
124	3,300	4,700	
125	3,300	4,700	
126	3,300	4,700	
127	3,300	4,700	
128	3,300	4,700	
129	3,400	4,700	
130	3,400	4,700	
131	3,400	4,700	
132	3,400	4,700	
133	3,400	4,800	
134	3,400	4,800	
135	3,400	4,800	
136	3,400	4,800	
137	3,400	4,900	
138	3,400	4,900	
139	3,400	4,900	
140	3,400	4,900	
141	3,500	4,900	
142	3,500	4,900	
143	3,500	4,900	
144	3,500	4,900	
145	3,500	4,900	
146	3,500		
147	3,500		
148	3,500		
149	3,500		
150	3,500		
151	3,500		
152	3,500		
153	3,500		

定年前 再任用 短時間 勤務職 員		2,200	2,600	3,200	3,500	4,400
-------------------------------	--	-------	-------	-------	-------	-------

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

沖縄県人事委員会

委員長 池 田 修

沖縄県人事委員会規則第17号

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

特殊勤務手当に関する規則（平成19年沖縄県人事委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

第23条及び第24条を次のように改める。

第23条及び第24条 削除

附 則

この規則は、令和9年1月1日から施行する。

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

沖縄県人事委員会

委員長 池 田 修

沖縄県人事委員会規則第18号

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則（令和2年沖縄県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項第1号中「7,400円」を「7,700円」に改め、同項第2号中「6,100円」を「6,400円」に改め、同項第3号中「4,400円」を「4,700円」に改める。

第25条第2項第5号中「第8条第1項第4号」を「第8条第1項第1号」に改め、同項第6号中「第8条第1項第5号」を「第8条第1項第2号」に改める。

別表第3中「1,340円」を「1,390円」に、「1,450円」を「1,540円」に、「1,550円」を「1,690円」に、「1,640円」を「1,840円」に、「1,740円」を「2,010円」に、「70キロメートル以上」を「70キロメートル以上75キロメートル未満」に、「1,900円」を「2,180円」に改め、同表に次のように加える。

75キロメートル以上80キロメートル未満	2,340円
80キロメートル以上	2,510円

附 則

(施行期日等)

- この規則は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第7条第2項の改正規定は、公布の日から施行する。
- この規則による改正後の会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則（次項において「改正後の規則」という。）第7条第2項の規定は、令和7年4月1日から適用する。
(給与の内払)
- 改正後の規則の規定を適用する場合においては、改正前の会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。

地域手当に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

沖縄県人事委員会
委員長 池 田 修

沖縄県人事委員会規則第19号

地域手当に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

地域手当に関する規則の一部を改正する規則（令和7年沖縄県人事委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

附則別表中

「
愛知県名古屋市及び人事院規則附則別表の級地が14パーセント級地である地域（同市を除く。）のうち人事委員会が定めるもの

人事院規則附則別表の級地が13パーセント級地である地域のうち人事委員会が定めるもの

を

「
人事院規則附則別表の級地が14パーセント級地である地域のうち人事委員会が定めるもの

愛知県名古屋市及び人事院規則附則別表の級地が13パーセント級地である地域（同市を除く。）のうち人事委員会が定めるもの

に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

監 査 委 員 事 項

沖縄県監査委員告示第1号

沖縄県監査委員事務局の組織等に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年3月31日

沖縄県代表監査委員 渡 嘉 敷 道 夫

沖縄県監査委員事務局の組織等に関する規程の一部を改正する告示

沖縄県監査委員事務局の組織等に関する規程（平成18年沖縄県監査委員告示第1号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中第7号を第9号とし、第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、同項第4号中「参事及び課長」を「参事等」に改め、同号を同項第6号とし、同項第3号中「参事及び課長」を「参事等」に改め、同号を同項第5号とし、同項第2号を削り、同項第1号中「参事及び課長」を「参事及び課長（以下「参事等」という。）」に改め、同号を同項第4号とし、同号の前に次の3号を加える。

- (1) 事務局長の休暇に関すること。
- (2) 事務局長の職務に専念する義務を免除（沖縄県職員の職務に専念する義務の特定に関する条例（昭和47年沖縄県条例第6号）第1号及び第2号に掲げる場合に該当する場合における同条例の規定による免除に限る。）すること。
- (3) 事務局長、参事及び課長の週休日の振替、半日勤務時間の割振り変更及び代休日の指定に関すること。

第6条第2項第3号中「週休日の振替」の次に「、半日勤務時間の割振り変更」を加え、「休日の」を削り、同項中第14号を第15号とし、第6号から第13号までを1号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の1号を加える。

- (6) 所属職員の勤務時間の割振りを変更すること。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

発 行 所
沖 縄 県 総 務 部
総務私学課
電話番号 098-866-2074

印 刷 所 株式会社 アント出版
〒903-0804 那覇市首里石嶺町4丁目291番地1